



2024年アメリカ合衆国大統領選挙

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

2024年アメリカ合衆国大統領選挙

(2024ねんアメリカがっしゅうこく だいとうりょうせんきょ、英語: 2024 United States presidential election)は、2024年11月5日（一般投票）および12月16日（選挙人投票）にアメリカ合衆国で行われた大統領および副大統領の選挙（第60回）である。

前大統領の共和党候補ドナルド・ランプが現職副大統領の民主党候補カマラ・ハリスを破って第47代大統領に当選した。再選に失敗した大統領経験者の返り咲きは132年ぶりであった。

概説

現職大統領である民主党のジョー・バイデンは再選に向け活動を進めていたが、2024年7月21日に選挙戦からの撤退を表明、副大統領のカマラ・ハリスを後継候補として指名した^[3]。現職大統領の選挙戦撤退はリンドン・ジョンソン以来56年ぶりとなる^{[4][5]}。

一方で、2020年の選挙において敗北した共和党のドナルド・トランプにとっては、1892年の選挙におけるグローバー・クリーブランド以来132年ぶりの元職大統領の返り咲きを狙う選挙となった^[6]。

また、カマラ・ハリスにとっては、アメリカ合衆国初の女性大統領を狙う選挙となった。

11月6日、FOXニュースがペンシルベニア州などの激戦州において勝利が確実になったドナルド・トラ

2024年アメリカ合衆国大統領選挙 2024 United States presidential election



2020年 ←

2024年11月5日（一般投票）

→ 2028年

2024年12月16日（選挙人投票）

投票率

64.1%^[1] ▼ 2.5パーセントポイント



候補者

ドナルド・トランプ

カマラ・ハリス

政党

共和党

民主党

出身地域

フロリダ州

カリフォルニア州

副大統領候補者



J・D・ヴァンス

ティム・ウォルズ

獲得選挙人

312

226

勝利地域数

31+ME-02

19+DC+NE-02

得票数

77,302,580^[2]

75,017,613^[2]

得票率

49.8%^[2]

48.3%^[2]

2022年ブラジル総選挙

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

2022年ブラジル総選挙

(2022ねんブラジルそ
うせんきょ、ポルトガル
語: Eleições gerais no
Brasil em 2022) は、
2022年10月に実施され
たブラジルの大統領、国
民会議の上下両院議員、
州知事および州議会議員
を選出するために行われ
た選挙である。大統領選
では、いずれの候補者
も過半数の票を獲得でき
なかったため10月30日
に決選投票が行われた。

概要

現職のジャイル・ボル
ソナーロの任期満了に伴
い大統領選が執行され
た。大統領選には11人が
立候補し、再選を目指す
ボルソナーロに対して、
203年から2期8年大統
領を務めたルーラが挑む
大統領経験者による事実
上の一騎打ちの構図とな
った^[1]。

10月2日に実施された大
統領選の第1回投票で
は、いずれの候補者も当
選に必要な過半数の票を
獲得できず、得票率トッ
プのルーラ (48.43%)
と次点のボルソナロ
(43.20%) による決選
投票が行われることとな
った^[2]。

2022年ブラジル大統領選挙 Eleições presidenciais brasileiras de 2022



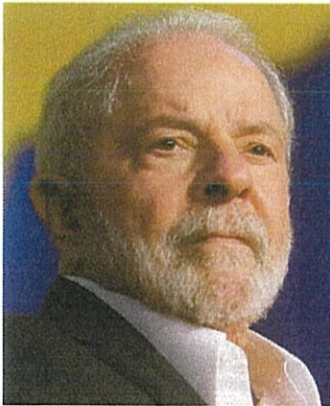
2018年 ←

2022年10月2日 (第1回)
2022年10月30日 (第2回)

→ 2026年

投票率

79.05% (第1回)
79.41% (第2回)



候補者

ルイス・イナシオ・ルーラ・
ダ・シルヴァ

ジャイル・ボルソナーロ

政党

労働者党

自由党

出身地域

ペルナンブーコ州

サンパウロ州

副大統領候補者



ジェラルド・アルキミン

ブラガ・ネット

得票数

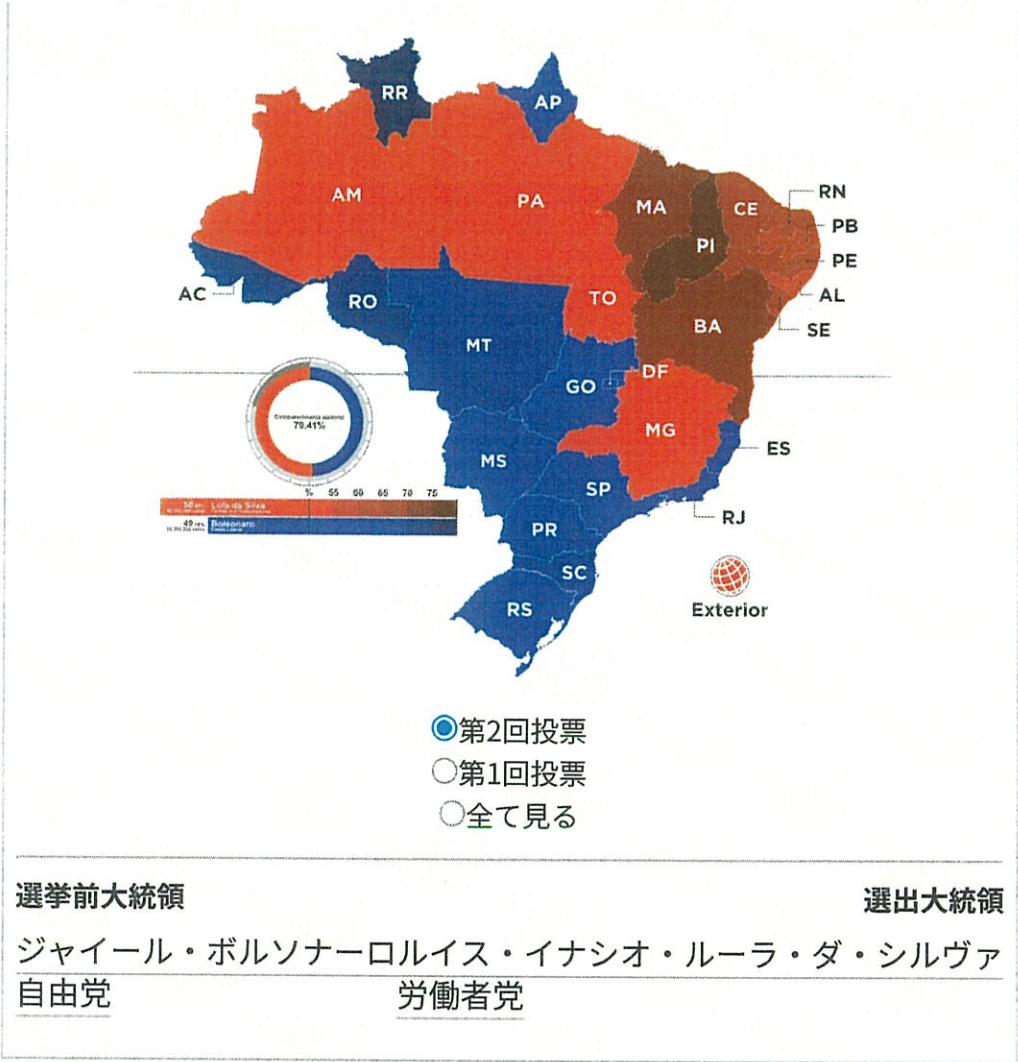
60,345,999

58,206,354

得票率

50.90%

49.10%



選挙結果

大統領選挙

 2022年ブラジル大統領選挙

(第1回投票：2022年10月2日 第2回：2022年10月30日施行)

大統領候補		副大統領候補	所属政党		第1回投票		第2回投票	
					得票数	得票率	得票数	得票率
ルイス・イナシオ・ローラ・ダ・シルヴァ	ジェラルド・アルキミン	労働党/社会党	PT/PSB		57,259,504	48.43%	60,345,999	50.90%
ジャイル・ボルソナロ	ブラガ・ネット	自由党	PL		51,072,345	43.20%	58,206,354	49.10%
シモネ・テベチ	マラ・ガブリリ	民主運動党/社会民主党	MDB/PSDB		4,915,423	4.16%		
シロ・ゴメス	アナ・パウラ・マトス	民主労働党	PDT		3,599,287	3.04%		
ソラヤ・スロニツケ	マルコス・シントラ	ブラジル連合	UB		600,955	0.51%		
ルイス・フェリペ・ド・アビラ	ティアゴ・ミトラウド	新党	NOVO		559,708	0.47%		

	ケルモン・ソウザ	ルイス・クラウディオ・ガモナル	<u>労働党</u>	PTB	81,129	0.07%		
	レオナルド・ペリクレス	サマラ・マルティンス	<u>人民連合</u>	UP	53,519	0.05%		
	ソフィア・マンザノ	アントニオ・アルヴェス・ダ・シルヴァ	<u>共産党</u>	PCB	45,620	0.04%		
	ヴェラ・ルシア	クナン・イーポラン・トレメンベ	<u>統一社会主義労働党</u>	PSTU	25,625	0.02%		
	ジョゼ・マリア・エイマエル	ジョアン・バルボザ・ブラボー	<u>キリスト教民主党</u>	DC	16,604	0.01%		
総計					118,229,719	100.0%	118,552,353	100.0%
有効票数（有効率）					118,229,719	95.59%	118,552,353	95.42%
無効票・白票数（無効率）					5,452,653	4.41%	5,700,443	4.58%
投票総数（投票率）					123,682,372	79.05%	124,252,796	79.42%
無効票・白票数（無効率）					32,770,982	20.95%	32,200,558	20.58%
有権者数					156,453,354	100.0%	156,453,354	100.0%
出典: Superior Electoral Court (https://sig.tse.jus.br/ords/dwapr/seai/r/sig-eleicao-resultados)								

脚注

1. “ブラジル大統領選 「ポピュリスト」のボルソナロ氏、再選に黄信号 (<https://mainichi.jp/articles/20220925/k00/00m/030/008000c>)”. 毎日新聞 (2022年9月26日). 2022年10月30日閲覧。
 2. “ブラジル大統領選、左派のルラ氏がややリードか 30日投開票 (<https://web.archive.org/web/20221029113654/https://news.yahoo.co.jp/articles/aa52a9ca174d9f66d1ba9c776412fdad1897d478>)”. 2022-10-29. 2022年10月29日時点のオリジナル (<https://news.yahoo.co.jp/articles/aa52a9ca174d9f66d1ba9c776412fdad1897d478>)よりアーカイブ。2022年10月30日閲覧。
-

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=2022年ブラジル総選挙&oldid=108684380>」から取得

ビジネス短信

ペルー大統領選挙はフジモリ氏が当選確実、米国政府と国際機関が祝意を表明

(ペルー、米国)

リマ発

2026年07月03日

ペルーの選挙管理委員会（ONPE）は6月29日、6月7日に実施された大統領選挙の決選投票の集計作業を終えた。選挙審議会（JNE）による集計結果の最終審査の段階に入っている。ONPEの集計データをジェトロが調べたところ、開票率100%でケイコ・フジモリ候補の獲得票数が922万3,396票、ロベルト・サンチェス候補が917万3,755票だった（注）。フジモリ氏の得票数が4万9,641票上回り、当選確実の情勢となった。

フジモリ氏は、JNEによる最終結果の発表まで冷静に待つ姿勢を維持している。背景として、サンチェス氏はフジモリ氏が勝った場合、その結果を認めないと主張しているためとみられる。

米国のマルコ・ルビオ国務長官は6月30日、ONPEによる集計作業の終了を踏まえ「選挙で事実上勝利したフジモリ氏を祝福する。トランプ政権はフジモリ政権と協力関係を深め、国家安全保障分野の協力推進と地域内の貿易と投資の促進のため2国間協力を強化させることを楽しみにしている」との声明を発表した（[長官声明リンク](#)）。

米州機構（OAS）のアルバート・ラムディン事務局長は6月29日、X（旧Twitter）で「フジモリ氏の事実上の勝利を祝福し、今後の成功を期待する。サンチェス氏は民主的なプロセスにおいて力強い選挙活動を展開した。ペルーの民主化と国民の意思の尊重のため、すべての立候補者が民主的な選挙プロセスに参加することを約束することが大切だ」と述べ、サンチェス氏の選挙運動の取り組みを評価した上で、今後の冷静な対応を求めた。

（注）ケイコ・フジモリ氏は、故アルベルト・フジモリ元大統領の長女。ロベルト・サンチェス氏は、国会議員で元通商観光相（[2026年6月25日記事参照](#)）。

(石田達也)

(ペルー、米国)

ビジネス短信 b2444dd6bb3f58dc

◆ [ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース](#) ペルー大統領選挙はフジモリ氏が当選確実、米国政府と国際機関が祝意を表明

Copyright (C) 1995-2026 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.
独立行政法人日本貿易振興機構（法人番号 2010405003693）



ビジネス短信

コロンビア大統領選、右派のデラエスプリエジャ氏が勝利

(コロンビア)

ボゴタ発

2026年06月23日

コロンビア大統領選挙の決選投票が6月21日に行われ、右派のアベラルド・デラエスプリエジャ氏が勝利した。選挙管理委員会によると、開票率99.99%時点でデラエスプリエジャ氏が49.66%（1,295万9,542票）を獲得し、左派のイバン・セペダ氏は48.70%（1,270万8,712票）と、票数にして約25万票差の接戦であった。これまでの例では、速報値（プレコンテオ）と最終的な正式開票結果（エスクルティニオ）との間に、勝敗を覆すほどの大きな差異は生じていないものの、セペダ氏は6月22日時点で結果を全面的には認めていない。速報を参考値としては受け入れつつも、複数の投票所に異議申し立てを行い、正式な開票が完了するまで敗北を認めない姿勢を示している。グスタボ・ペトロ大統領は自身のX（旧Twitter）アカウントで、選挙ソフトウェアの操作や外国勢力の介入など不正の疑いを繰り返し指摘している。

これに対し、勝利したデラエスプリエジャ氏は、選挙中とは異なる融和的な姿勢を打ち出した。演説では「この瞬間をもって、選挙戦、スローガン、分断や政治的対立は終わりを迎え、祖国への奉仕という最も重要な時が始まる」と、国民の団結を呼びかけ、全ての国民のための政治を行うと表明した。さらに、暴力行為や選挙結果の否認は容認しない姿勢を明確にし、自身の支持者だけでなく対立候補に投票した国民のためにも統治することを約束した。また、「安全なくして自由はなく、権威なくして民主主義はなく、そして祖国を守るために尽くす警察官や兵士のようななくして国家は存在し得ない」と述べ、違法武装勢力に対して強い姿勢で臨む必要性を強調した。

(アンドレス・ゴンザレス)

(コロンビア)

ビジネス短信 5d4d38fd20fc7a35

◆ ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース コロンビア大統領選、右派のデラエスプリエジャ氏が勝利

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ドイツ連邦議会の新選挙制度—超過・調整議席の廃止と2025年総選挙—
他言語論題 Title in other language	The New Electoral System of the German Bundestag: Abolishment of Overhang and Leveling Seats, and the 2025 General Election
著者 / 所属 Author(s)	河島 太郎 (KAWASHIMA Taro) ・ 渡辺 富久子 (WATANABE Fukuko) / 国立国会図書館調査 及び立法考査局 政治議会課・国会レファレンス課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	895
刊行日 Issue Date	2025-07-20
ページ Pages	27-51
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ドイツでは、2023年に連邦議会の選挙制度が改められ、議員定数を超える増員を防ぐために超過・調整議席が廃止された。新制度について指摘される問題、2025年総選挙の結果等を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ドイツ連邦議会の新選挙制度

—超過・調整議席の廃止と 2025 年総選挙—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 河島 太朗
国会レファレンス課 渡辺 富久子

目 次

はじめに

I 従来の選挙制度の概要

- 1 2013 年改正後の選挙制度
- 2 選挙制度の諸要素についての連邦憲法裁判所の見解
- 3 2020 年連邦選挙法改正—議員数増大の抑制—

II 改革委員会における議論

III 2023 年の連邦選挙法改正

- 1 当初法案の概要—超過議席及び調整議席の廃止—
- 2 2023 年改正法の概要—基本議席条項の削除等—
- 3 2023 年改正法をめぐる論点

IV 連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決

- 1 立法手続
- 2 第 2 票相当議席割当て—当選人のいない小選挙区—
- 3 5% 阻止条項
- 4 経過措置

V 2025 年 2 月 23 日の総選挙

- 1 投票率
- 2 第 2 票の結果
- 3 第 1 票の結果

おわりに

別紙 連邦選挙法（抄）

キーワード：ドイツ、連邦議会、連邦選挙法、下院選挙、比例代表制、混合制、併用制、超過議席、基本議席条項

要 旨

- ① ドイツ連邦議会(下院)の選挙制度を定める連邦選挙法が2023年6月8日に改正され、議席配分の方法が変更された。本稿は、この改正後の連邦議会の新選挙制度の概要を紹介するものである。
- ② 従来は、小選挙区選挙で定数の半数の議席を定め、これを含む各党の全体の議席は原則的に各党の得票に比例して配分する小選挙区比例代表併用制が採られてきた。比例配分された議席を超える小選挙区当選人がある政党は、比例配分された議席を超える超過議席を得ることから、各党の議席配分が本来の比例配分と異なるゆがみと、議員定数を超える増員が生じた。このゆがみを補正するため2013年に導入された調整議席の制度が、更なる増員を生じさせた。2021年総選挙の結果、定数598人に対し、実際の議員数は736人に上った。
- ③ 新選挙制度は、議員定数を超える増員を防止するため、各党の得票に比例配分した議席を上限とし、小選挙区の最多得票者をその得票率の順に当選人とする。この制度では、超過議席や調整議席が生じない一方、政党に比例配分した議席を超える小選挙区の最多得票者があるときは、得票率の低い者が当選できない。
- ④ 2023年改正前の連邦選挙法には、議会内の小党乱立を防ぐため、原則として得票率5%以上の政党を議席配分の対象とする阻止条項とともに、小選挙区当選人3人以上の政党には同条項の適用を除外して議席配分の対象とする基本議席条項が規定されていた。しかし、今回の改正では議席配分にゆがみが生じやすくなるという理由で、基本議席条項が削除された。
- ⑤ 連邦憲法裁判所2024年7月30日判決は、新選挙制度の議席配分方法を合憲としたが、基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項を違憲と判示した。何ら特例がない5%阻止条項は、現状の法的及び実条件的な条件の下で必要な範囲を超える、というのがその理由であった。連邦憲法裁判所は、阻止条項が修正されるまでの間、基本議席条項の仕組みを引き続き維持することを命じた。
- ⑥ 2025年2月23日に新選挙制度の下で総選挙が行われ、7政党が議席を得た。また、小選挙区の最多得票者23人が当選人とならない結果となった。選挙後に第1党となったキリスト教民主同盟(CDU)は、早くも新選挙制度の改正の意向を表明している。

はじめに

ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。以下「基本法」という。）は、「普通、直接、自由、平等及び秘密」という選挙の5原則を定め（第38条第1項）、具体的な選挙制度の設計を立法者に委ねている（同条第3項）。この規定を受けて、ドイツ連邦議会（下院）の選挙制度の仕組みを定めているのが連邦選挙法⁽¹⁾である。

連邦選挙法では、1949年のドイツ連邦共和国（当時の西ドイツ）成立以来、小選挙区比例代表併用制（以下「併用制」という。）が採られてきた⁽²⁾。小選挙区選挙と比例代表選挙を別に独立して行う我が国の小選挙区比例代表並立制と異なり、併用制では総議席数を得票に比例して各党に配分し、配分議席の一部に小選挙区候補者が当選人とされたもの（以下「小選挙区当選人」という。）を充てることを原則とする。

ドイツでは、このような併用制の骨格を維持しつつ、その時々々の政治状況や、連邦憲法裁判所の判決等を受けて所要の制度改正が行われてきた。2023年の「連邦選挙法及び連邦選挙法第25次改正法を改正する法律」⁽³⁾（以下「2023年改正法」といい、これによる改正を「2023年改正」という。）は、2021年の総選挙の結果、超過議席等（詳細は後述）による著しい増員で、本来の定数598人に対し議員数が736人⁽⁴⁾に達したことを踏まえ、議席配分の仕組みを変更して超過議席等の生じない選挙制度に改めたものである。

この2023年改正後の選挙制度（以下「新選挙制度」又は単に「新制度」という。）で2025年2月23日に総選挙が行われ、与党の社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD）は得票率16.4%と歴史的な惨敗を喫し、野党のキリスト教民主同盟（Christlich Demokratische Union Deutschlands: CDU）が第1党に返り咲いた。

以下、2023年改正に至る背景と、その後の新選挙制度を確認し、新制度について指摘されている問題点を考察する。最初に、従来の選挙制度の概要（第I章）と、2021年に連邦議会に設置された改革委員会（Reformkommission）で行われた議論の概要（第II章）を確認した後、2023年改正後の新制度を概説する（第III章）。次いで、2023年改正法に対する連邦憲法裁判所2024年7月30日判決⁽⁵⁾の概要（第IV章）、2025年2月23日の総選挙の結果（第V章）を紹介する。

I 従来の選挙制度の概要

2023年改正前の併用制は、ドイツ語では「人物選挙と結び付いた比例代表制」（mit der Personenwahl verbundene Verhältniswahl; personalisierte Verhältniswahl）といわれ、多数代表制の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年6月16日である。

(1) Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594)

(2) Wolfgang Bischof et al., „Vierzig-Prozent-Regel für mit der Personenwahl verbundene Verhältniswahlen.“ *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Vol.52 No.3, 2021, S. 669; 山口和人「ドイツの選挙制度改革—小選挙区比例代表併用制のゆくえ—」『レファレンス』737号、2012.6, p.30. <<https://doi.org/10.11501/3499400>>

(3) Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes und des Fünfundzwanzigsten Gesetzes zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 8. Juni 2023 (BGBl. 2023 I Nr. 147). 山岡規雄「【ドイツ】連邦選挙法の改正」『外国の立法』No.296-1, 2023.7, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/12902074>>

(4) BT-Drs. 20/5370, S. 1.

(5) BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a.

要素が組み込まれた比例代表制とされる⁽⁶⁾。その特徴としては、主に、①選挙人は、小選挙区候補者に対し第1票を、州名簿（州別の政党候補者名簿をいう。以下同じ。）に対し第2票を投じること、②各党の議席は原則として第2票の得票率に比例して配分されること、③②による配分議席を超える小選挙区当選人がある政党では、その全員が当選人となり、配分議席を超える人数の超過議席（Überhangmandat）が生じ、定数を超える増員となること、④超過議席により議席配分に比例配分との差異（ゆがみ）が生じ、これを補正するため各党に調整議席（Ausgleichsmandat）が追加的に配分されることから更なる増員が生じること、⑤5%の阻止条項（Sperrklausel）により得票率5%未満の小政党が②の議席配分の対象から排除されることと、得票率5%未満であっても3人以上の小選挙区当選人を出した政党は基本議席条項（Grundmandatsklausel）により議席配分の対象となる⁽⁷⁾ことが挙げられる。

以下、最初に、2013年の連邦選挙法第22次改正⁽⁸⁾（以下「2013年改正法」といい、これによる改正を「2013年改正」という。）後の選挙制度を概説する⁽⁹⁾。次に、ドイツでは選挙制度の設計に連邦憲法裁判所の判決も影響力を持つことから、選挙制度の諸要素について同裁判所がどのような判断を下しているかを簡単に紹介する。その後、2020年の連邦選挙法第25次改正法⁽¹⁰⁾の概要を紹介して、2023年改正に至る背景を確認する。

1 2013年改正後の選挙制度

2013年改正後の連邦選挙法では、連邦議会議員の定数は598人であり（第1条第1項。以下、本節で示す条項は、2013年改正後の連邦選挙法のものである。）、連邦議会は、原則として小選挙区選出議員と名簿選出議員それぞれ半数（299人）ずつにより構成されることになっていた（同条第2項）。選挙人は2票を有し、小選挙区候補者に第1票を、州名簿に第2票を投じる（第4条）。各小選挙区においては、第1票の最多数を得た候補者が当選人となる（第5条）。連邦議会の政党別議席数は、各党に、その第2票の得票率に応じて議席を比例配分する（第6条）。

第2票の得票率に応じた各党への議席配分手続は複雑であり（図1参照）⁽¹¹⁾、第1次配分（erste Verteilung）と第2次配分（zweite Verteilung）の2段階に分けて行われる⁽¹²⁾。

(6) Heinrich Amadeus Wolff, Hrsg., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 434.

(7) Wolfgang Schreiber et al., *BWahlG: Kommentar zum Bundeswahlgesetz unter Einbeziehung des Wahlprüfungsgesetzes, des Wahlstatistikgesetzes, der Bundeswahlordnung und sonstiger wahlrechtlicher Nebenvorschriften*, 11. Aufl., Hürth: Carl Heymanns Verlag, 2021, S. 282.

(8) Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1082). 河島太郎・渡辺富久子「【ドイツ】連邦選挙法の第22次改正」『外国の立法』No.255-1, 2013.4, pp.2-5. <<https://doi.org/10.11501/8196094>>

(9) 2013年改正までの併用制については、河島・渡辺 同上；山口和人「ドイツの連邦選挙法」『外国の立法』No.237, 2008.9, pp.36-61. <<https://doi.org/10.11501/1000199>>；同 前掲注(2), pp.29-50；同「ドイツの選挙制度改革(2) —小選挙区比例代表併用制のゆくえ—」『レファレンス』787号, 2016.8, pp.1-28. <<https://doi.org/10.11501/10188913>>

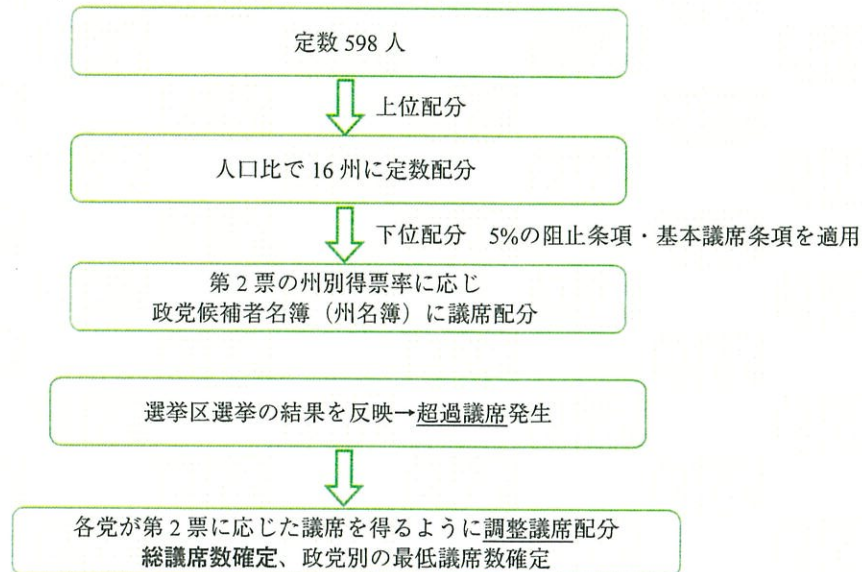
(10) Fünfundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 14. November 2020 (BGBl. I S. 2395)

(11) 以下の手続の記述に際しては、次の文献を参照した。Bundeswahlleiter, *Wahl zum 18. Deutschen Bundestag am 22. September 2013: Heft 3 Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen*, 2013, S. 312. <https://www.bundeswahlleiterin.de/en/dam/jcr/a832ae2d-3ffc-4805-92c6-c92cc8668d17/btw13_heft3.pdf>；河崎健「ドイツ連邦議会の選挙制度改革をめぐる議論 —2013年選挙結果との関連で—」『選挙研究』31巻1号, 2015, pp.44-55；河島太郎「ドイツの小選挙区比例代表併用制におけるいわゆる負の投票価値（Negatives Stimmgewicht）について—政治学的実証研究を応用した選挙制度の構造分析の試み—」岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用—高見勝利先生古稀記念—』信山社, 2015, pp.1089-1091；上野磨里奈「主要国議会の選挙制度及び投票率の推移」『調査と情報—Issue Brief—』1161号, 2021.11.18, pp.3-5. <<https://doi.org/10.11501/11874929>>

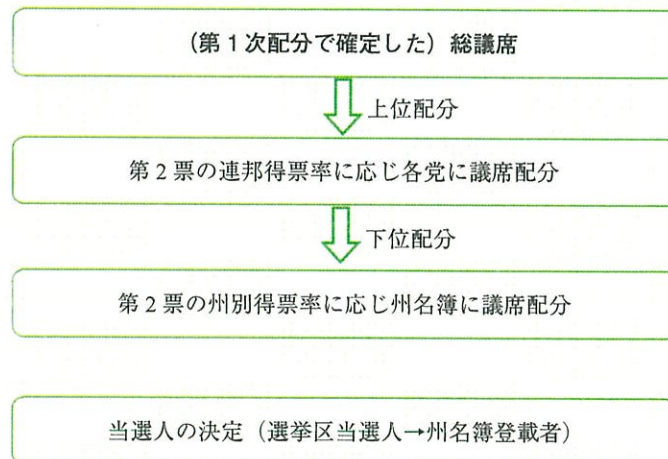
(12) 第1次配分では州単位で、第2次配分では連邦単位で併用制が用いられていた。これは、負の投票価値（政党の得票の増加が当選人数の減少をもたらす、又は政党の得票の減少が当選人数の増加をもたらす現象）を解消するための方策であった。詳細は、河島 同上を参照。

図1 2013年改正後のドイツ連邦議会の選挙制度の仕組み

<第1次配分>



<第2次配分>



（出典）2013年改正後の連邦選挙法の条文を基に筆者作成。

第1次配分では、まず、定数（598人）を州別人口比で各州に配分して州別定数を算出し（Oberverteilung, 上位配分）、次に各州で各党の第2票の得票率に応じて当該各党の州名簿に議席が配分される（Unterverteilung, 下位配分）（第6条第2項）。州名簿に配分された議席から小選挙区当選人の数を減じ、この差が名簿登載者で当選人となる者の数となる。州名簿に配分された議席を超える小選挙区当選人を得た政党については、小選挙区当選人の数から州名簿に配分された議席を減じた数の超過議席が生じる（同条第4項）。以上の手続により、各党の州名簿に最終的に保障される最低議席数（第2票の得票率に応じた議席数と超過議席数の合計）が算出され、政党別に連邦全体の最低議席数が決まる⁽¹³⁾。

(13) Bundeswahlleiter, Wahl zum 19. Deutschen Bundestag am 24. September 2017: Heft 3 Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen, 2017, S. 379. <https://www.bundeswahlleiterin.de/dam/jcr/3f3d42ab-faef-4553-bdf8-ac089b7de86a/btw17_heft3.pdf>

第1次配分で超過議席が生じた結果、連邦議会の議席配分にゆがみが生じ、第2票の得票率に応じた本来の議席配分と異なることとなる。各党の第2票の得票率に応じた議席配分を回復するために、調整議席を各党に追加的に配分して、最終的な総議席数を確定する（同条第5項）。なお、調整議席の仕組みは2013年改正法により導入されたものである。

続く第2次配分において、各党の実際の州別議席数を確定して、これに相当する人数の当選人を決定する。まず、これまでの手続により確定した総議席数を、連邦全体で第2票の得票率に応じて各党に配分する（上位配分）。次に、各党に配分された議席を、第2票の得票率に応じて各州名簿に配分する（下位配分）。州名簿に配分された議席は、まず小選挙区の当選人全員に割り当てられ、残余の議席は、州名簿の候補者に掲載順に割り当てられる（同条第6項）。

第2票の得票率に応じた議席配分に参加する政党には得票率5%の法定得票が必要とされ、これを定める規定が阻止条項である（同条第3項）。すなわち、第2票の得票率が5%未満であった政党は議席配分から排除され、その得票率に応じた議席が配分されない。ただし、基本議席条項により、小選挙区当選人3人以上の政党は、第2票の得票率が5%未満であっても、小選挙区で得た議席のみならず、第2票の得票率に応じた議席が配分される（同項）。阻止条項及び基本議席条項は、少数民族政党には適用されない（同項）。

2 選挙制度の諸要素についての連邦憲法裁判所の見解

「はじめに」で述べたように、選挙制度の設計は立法者に委ねられている。さらに、選挙制度全体の整合性を確保するために、また、政治上の目的のために、個別の選挙原則（普通、直接、自由、平等及び秘密）からどの程度の乖離（かいり）が正当化されるかについても立法者に裁量がある。ただし、選挙原則から乖離する場合には、これが正当化されるとしても、当該の目的を達成するために適切で必要な手段でなければならない（比例原則）⁽¹⁴⁾。

ドイツにおいては、連邦議会議員の4分の1の申立てを受けて、連邦憲法裁判所が具体的な事件を前提としないで法律の合憲性を審査する制度がある（基本法第93条第1項第2号。抽象的規範統制）。法律に不服のある議員はこの制度を利用して、その公布後に合憲性の審査を連邦憲法裁判所に求めることがある。憲法裁判の結果、連邦憲法裁判所の違憲判断により法律の改正が必要となることもある。選挙法は議員本人の利害に関わるものであることから、連邦憲法裁判所が厳格に審査することが必要とされる⁽¹⁵⁾。

そのため、2013年改正後の動きを見る前に、連邦憲法裁判所が選挙制度の諸要素についてどのように判示しているか、その概要を簡潔に紹介する。

(1) 小選挙区比例代表併用制

連邦憲法裁判所は、併用制について次のように説明している。すなわち、連邦議会総選挙は、多数代表制の原則に基づく小選挙区候補者の直接選挙（Direktwahl）を損なうことなく、比例代表制という基本的性格（Grundcharakter）を有する。選挙人は、比例代表制の枠内において、小選挙区と密接な関係を有する人物を選ぶ機会を有する⁽¹⁶⁾。

(14) Çiğdem Bektaş, „Verkleinerung des Bundestags durch Ersatzstimmen: Ein weiterer verfassungswidriger Versuch?“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 138(14), 2023, S. 836.

(15) *ibid.*

(16) Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 266f. BverfGE 121, 266, (297) (3. Juli 2008) 等。

(2) 超過議席

連邦議会の政党別構成は第2票の得票率に応じたものであるべきところ、超過議席が多く生じると、実際の政党別構成はこれと異なるものとなる。その結果、連邦議会総選挙が有する比例代表制という「基本的性格」が損なわれることになる。連邦憲法裁判所は、1会派を構成するのに必要な議員の数の半数（15人）を超える超過議席が生じた場合には、平等選挙原則（基本法第38条第1項第1文）及び政党の機会均等原則（同第21条第1項）の違反であると判示しており、第2票の得票率に応じた政党別構成となるように調整が必要となることもある⁽¹⁷⁾。

なお、ここで問題とされる平等選挙原則は、比例代表制において各票が議会の政党別構成に対して等しい影響を及ぼす結果価値の平等（Erfolgswertgleichheit）⁽¹⁸⁾のことであり⁽¹⁹⁾、政党の機会均等原則（Chancengleichheit der Parteien）は、選挙に関しては、多党制において、いずれの政党も議席配分に際して均等な機会を与えられなければならない原則をいう⁽²⁰⁾。

(3) 阻止条項

阻止条項は、小党乱立による議会の機能不全を防ぐためにある⁽²¹⁾。第2票の得票率が5%に達しない小政党は第2票の得票率に応じた議席を得ることができないため、平等選挙の原則及び政党の機会均等原則から乖離することとなる。阻止条項が憲法上正当化されるためには、やむを得ない事由が必要であるとされ、連邦憲法裁判所は、やむを得ない事由として①国民の意思形成の統合過程としての選挙の性格と、②選挙された国民代表機関の活動能力の保護を挙げ⁽²²⁾、連邦議会総選挙の5%阻止条項を合憲としている⁽²³⁾。

(4) 基本議席条項

政党が議席を得るためには第2票の得票率が5%以上でなければならないという阻止条項に対し、小選挙区当選人が3人以上の政党であれば議席を配分されるという基本議席条項は、条件がより緩やかであり、小政党のための規定とされる⁽²⁴⁾。連邦憲法裁判所は、基本議席条項についても、上記の阻止条項の場合と同様に、平等選挙原則及び政党の機会均等原則からの乖離があるものの、次のような理由により正当化されるため、合憲と判示している⁽²⁵⁾。すなわち、基本議席条項は、二つの対立する目的——①連邦議会の機能確保、②選挙人の投票に基づき国民の間に見られる政治的に重要な思潮を効果的に連邦議会において代表させること——を調整しており、それゆえ憲法上正当化される。また、連邦憲法裁判所は、三つの小選挙区で当選人

(17) BVerfGE 131, 316 (357) (25. Juli 2012); 土屋武「78 議席配分規定における「負の投票価値」の効果と超過議席」ドイツ憲法判例研究会編、鈴木秀美ほか編集代表『ドイツの憲法判例4』信山社出版、2018, p.353.

(18) „Wahlrechtsgrundsätze.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/service/glossar/wahlrechtsgrundsaeetze.html>>

(19) Wolff, Hrsg., *op.cit.*(6), S. 422f.

(20) *ibid.*, S. 307.

(21) 植松健一「ドイツの民主政における阻止条項の現在（1）—自治体選挙と欧州選挙の阻止条項への違憲判決を契機として—」『立命館法学』359号、2015.6, pp.2-4.

(22) 同上, p.8; Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 280f.

(23) Michel Göbel, „Die Wahlrechtsreform zwischen falschverstandener Folgerichtigkeit und Konfrontationskurs,“ *Die Öffentliche Verwaltung*, 76(14), Juli 2023, S. 575.

(24) BVerfGE 6, 84 (95) (23. Januar 1957)

(25) BVerfGE 95, 408 (417ff) (10. April 1997) 等。山本悦夫「70 基本議席条項の合憲性」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例3』信山社出版、2008, pp.428-433も参照。

を出した政党は、政治的に意味のある勢力⁽²⁶⁾、又は地域的な基盤を有する政党として⁽²⁷⁾、連邦議会で議席を有するにふさわしいとしている。

3 2020 年連邦選挙法改正—議員数増大の抑制—

2013 年改正により調整議席の制度が設けられたことから、以降の選挙において議員の数が増える傾向が助長され、2017 年の総選挙後には 709 人となっていた。このような状態では連邦議会の運営にも支障が出て、連邦議会が国民に受容されにくくなるとの問題意識から、2020 年、与党会派キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU (Christlich-Soziale Union)) 及び SPD の発議により⁽²⁸⁾、議員数の増大を抑制することを目的として連邦選挙法が改正された (連邦選挙法第 25 次改正法⁽²⁹⁾。以下「2020 年改正法」といい、これによる改正を「2020 年改正」という。)。なお、キリスト教社会同盟 (CSU) は、バイエルン州のみで活動する政党であり、連邦議会において常に CDU (バイエルン州以外の州で活動) と共に会派を結成しているため、この会派は一般に「CDU/CSU」と呼ばれている。

2020 年改正法では、2013 年改正法の制度の大枠が維持されつつ、次のように定められた。第 1 に、議員定数を維持したまま、小選挙区の数が 299 から 280 に減じられた (第 1 条第 2 項。2024 年 1 月 1 日施行)。第 2 に、超過議席三つまでは調整議席による調整をしないものとされた⁽³⁰⁾ (第 6 条第 5 項。以下の規定は全て、2020 年 11 月 19 日施行)。第 3 に、第 1 次配分において各州名簿に保障される最低議席数が、当該政党の全ての小選挙区当選人数又は第 2 票の得票率に応じた議席数と小選挙区当選人数の中間値 (Mittelwert, 小数点以下四捨五入) のいずれか多い人数に減じられた (第 6 条第 5 項)。この規定によって、ある州の政党の超過議席を当該政党の他の州名簿当選人数から減じることができるようになった⁽³¹⁾。この改正も、総議席数の削減が目的であった。第 4 に、選挙法の改正に関して討議する改革委員会を連邦議会に設置し、改革委員会は 2023 年 6 月 30 日までに勧告を行うこととされた (第 55 条)。

II 改革委員会における議論

2020 年改正を受けて、連邦議会は、2021 年 4 月 22 日 (CDU/CSU と SPD による連立政権時

(26) Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 282. BVerfGE 95, 408 (423)

(27) BVerfGE 6, 84 (95f)

(28) BT-Drs. 19/22504, S. 1.

(29) 法律名は、前掲注(10)を参照。泉真樹子「【ドイツ】第 25 次連邦選挙法改正—総議席数増加抑制—」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.34. <<https://doi.org/10.11501/11633273>> も参照。

(30) この規定は、小選挙区で多くの当選人を出す政党に有利とされる。2021 年の総選挙では、CSU がバイエルン州で 8 の超過議席を得て、そのうち 3 の超過議席については調整がなされなかった。この 3 の超過議席が調整されていれば、これらに対し 55 の調整議席が必要となっていたであろうとされる。„So kompliziert wie nötig, so einfach wie möglich,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 30. November 2023; „Anzahl der Überhangs- und Ausgleichsmandate bei den Bundestagswahlen von 1949 bis 2021.“ Statista website <<https://de.statista.com/statistik/daten/studie/37676/umfrage/anzahl-der-ueberhangmandate-bei-bundestagswahlen/>>; Bernd Grzeszick, „Das neue Wahlrecht hat den Praxistest bestanden,“ 30. September 2021. Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/bundestag-wahlrecht-groesse-mandate-sitze-reform-direkt-ausgleich-abgeordnete-wahlkreise>>

(31) 小林宇宙「超過議席と選挙の平等—ドイツ連邦憲法裁判所判決とそれを巡る近年の学説を中心に—」『一橋法学』20 巻 3 号, 2021.11, p.1501. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/72516/hogaku0200302490.pdf>> 各政党の連邦全体の議席についても、最低議席数を定める複雑な手続がある。Bundeswahlleiter, *Wahl zum 20. Deutschen Bundestag am 26. September 2021, Heft 3: Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen*, 2021, S. 407-432, insb. 421. <https://www.bundeswahlleiterin.de/dam/jcr/cbceef6c-19ec-437b-a894-3611be8ae886/btw21_heft3.pdf>

の第19議会期)、改革委員会を設置した⁽³²⁾。なお、改革委員会の正式名称は「連邦選挙法改革・議会運営現代化委員会」(Kommission zur Reform des Bundeswahlrechts und zur Modernisierung der Parlamentsarbeit)であり、選挙権年齢を18歳以上から16歳以上に引き下げること、議会運営の現代化、候補者名簿及び連邦議会における女性と男性の平等な代表の実現などについても検討することとされていた⁽³³⁾。

その後2021年9月に総選挙が行われたため、2022年3月16日(SPD、緑の党及び自由民主党(Freie Demokratische Partei: FDP)による連立政権時の第20議会期)、改めて改革委員会が設置された⁽³⁴⁾。なお、この時に設置された改革委員会の正式名称は「選挙法改革・議会運営現代化委員会」(Kommission zur Reform des Wahlrechts und zur Modernisierung der Parlamentsarbeit)であり、2021年に設置された改革委員会の正式名称とは微妙に異なっている。

改革委員会の委員は連邦議会議員、専門家各13人で、共同委員長はSPDのフェヒナー(Johannes Fechner)議員及びCDU/CSUのヴァルケン(Nina Warken)議員が務めた。13人の連邦議会議員は超党派の委員で構成されていた。改革委員会は、2023年4月27日までに計16回の会議を行い、2022年9月1日に中間報告書⁽³⁵⁾を、2023年5月12日に最終報告書⁽³⁶⁾を提出した。連邦選挙法改正を検討した内容が記載されているのは中間報告書であるため、以下、中間報告書の記述を基に、改革委員会における同法改正に関する議論の概要を紹介する。

最初に、近年定数よりも一層多くの議員数が生じた原因について考察が行われた⁽³⁷⁾。主な原因としては、①政党が置かれている状況が変化したことと、②選挙人の投票行動が変化したことが挙げられている。議員数の増加要因は超過議席の増加であったが、1949年に併用制が導入されて以降1980年代前半くらいまでは連邦議会で議席を得る政党が3～4程度であり、選挙人も第1票と第2票を同じ政党に投じることが多かったことから、この頃に生じた超過議席は各選挙で数人であった⁽³⁸⁾。1980年代末からは政党の数が増え、大政党の第2票の得票率が下がった。それに対し、小選挙区では相対多数の得票で議席を得られることから20%程度の得票率で候補者が当選する小選挙区もあり⁽³⁹⁾、CDU/CSUとSPDが多くの議席を得た。このような第1票と第2票の結果の乖離により超過議席は増加傾向となり、2021年の総選挙では超過議席が34、調整議席が104生じた。

議員数が増え過ぎることの弊害としては、法案審議等における議会の意思決定が困難となること、委員会の委員の定数をその時々で変更することはできないため委員会に所属しない議員が出るおそれがあることなどが指摘された⁽⁴⁰⁾。

また、改革委員会では、現行選挙制度の改革案が複数提案され⁽⁴¹⁾、議論が行われた。しかし、

(32) BT-Drs. 19/28787; BT-Plpr. 19/224, S. 28561.

(33) 連邦選挙法第55条

(34) BT-Drs. 20/1023; BT-Plpr. 20/20, S. 1464.

(35) BT-Drs. 20/3250; 山岡規雄「【ドイツ】選挙法改革委員会の中間報告」『外国の立法』No.293-2, 2022.11, p.31. <<https://doi.org/10.11501/12360282>>

(36) BT-Drs. 20/6400.

(37) BT-Drs. 20/3250, S. 10.

(38) 超過議席の統計として、次を参照。Deutscher Bundestag, „Kapitel 1.13 Überhangmandate und Ausgleichsmandate,“ *Das Datenhandbuch des Bundestages*, 19.11.2021. <https://www.bundestag.de/resource/blob/196114/1dd0013d0a87b456cd278f4344caab7/Kapitel_01_13_Uberhangmandate_und_Ausgleichsmandate.pdf>

(39) Joachim Behnke, „Am offenen Herzen der Demokratie: Das Wahlgesetz als Ergebnis eines normgebundenen Wettkampfs von Interessen,“ 9. September 2024. Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/shop/zeitschriften/apuz/parlamentarismus-2024/551993/am-offenen-herzen-der-demokratie/>> も参照。

(40) BT-Drs. 20/3250, S. 11.

(41) *ibid.*, S. 13ff.

必要な要件を全て満たすような選挙制度の仕組みはないという点で意見の一致があり、いずれの制度であっても何らかの点で妥協しなければならない、各制度の長所短所を衡量して検討しなければならないとされた。

最終的に改革委員会は、連立与党が提案した制度を勧告した⁽⁴²⁾。この制度は、各党の第2票の得票率に応じて配分する議席数を決めるものである。具体的には、各州における各政党について、第2票の得票率に応じた議席を超える数の小選挙区候補者が第1票を最多得票したときには、当該政党の中で第1票の最多得票者のうち得票率の低い者から順に超過議席に相当する人数のものは当選人としないこととされた。この場合には、超過議席は生じないが、当選人のいない小選挙区が発生する。このため、この制度については、当選人のいない小選挙区がなるべく発生しないような仕組みを設けることも検討された。

そのための仕組みとして幾つかの案があったが、最も有力な案が「代替票」(Ersatzstimme)であった⁽⁴³⁾。これは、小選挙区の候補者に投票する際に、選挙人が2番目に選好する他党の候補者にも代替票を投票できるようにし(いわば「第3票」)、第2票の得票率に応じた議席が不足しているため第1票を投じた1番目に選好する候補者Xが当選人とならなかった場合には、Xに第1票を投票した各選挙人が2番目に選好する候補者Y₁、Y₂・・・・に対する代替票を開票してY₁、Y₂・・・・の第1票に追加するというものであった。このようにして、Y₁、Y₂・・・・のうち最多得票者となったY_xの所属政党が第2票の得票率に応じて十分な数の議席を得ていれば、Y_xが当選人となることとされた。

改革委員会の勧告においては、ほかに、定数は598人のままとすること、「人物選挙と結び付いた比例代表制」を維持すること、阻止条項は連邦議会の機能維持のために新たな制度においても設けるが、基本議席条項を存続させるかどうかは政治的に決定しなければならないこと⁽⁴⁴⁾、分かりやすい条文としなければならないことなども掲げられた⁽⁴⁵⁾。

Ⅲ 2023年の連邦選挙法改正

1 当初法案の概要—超過議席及び調整議席の廃止—

2023年1月24日、「連邦選挙法及び連邦選挙法第25次改正法を改正する法律案」⁽⁴⁶⁾が、連立与党会派のSPD、緑の党及びFDPから提出された。法案は改革委員会の勧告に基づくもので、その目的は、連邦議会の議員数を適切に抑制することであった。2021年の総選挙後は、超過議席の増加に伴って調整議席も多く生じていたため、議員全体に占める小選挙区選出議員の割合が約40%に低下していた。

⁽⁴²⁾ *ibid.*, S. 21f. 連立与党の案は、2022年5月のフランクフルター・アルゲマイネ紙において既に公表されていた。„Die Ampelkoalition will den Bundestag verkleinern: Einschneidende Wahlrechtsreform geplant / Überhangmandate sollen wegfallen,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 18. Mai 2022; Bektaş, *op.cit.* 04, S. 833. 右派政党であるドイツのための選択肢(Alternative für Deutschland: AfD)も、同様の制度を提案していた。ただし、AfDは、小選挙区において当選人がいない小選挙区が出ることもやむを得ないとしていた。多くの小選挙区候補者は州名簿にも登載され、名簿から当選することもあるため、実際に議員のいない小選挙区が出ることは少ないであろうというのがその理由であった。BT-Drs. 20/3250, S. 17.

⁽⁴³⁾ BT-Drs. 20/3250, S. 15.

⁽⁴⁴⁾ *ibid.*, S. 16. 基本議席条項について、AfDは削除を主張していた。

⁽⁴⁵⁾ *ibid.*, S. 21f.

⁽⁴⁶⁾ BT-Drs. 20/5370.

当初法案では、従前の「人物選挙と結び付いた比例代表制」の原則に代わり、「比例代表制」の原則に基づいて選挙を行うこととされた（第1条第2項。以下、本章で示す条項は、当初法案のものである。）。また、「第2票」が「主要票」（Hauptstimme）、「第1票」が「選挙区票」（Wahlkreisstimme）とされ（同項）、主要票（従前の第2票）が議席配分の決定において重要とされた。さらに、総議席数が定数より増えないように、超過議席及び調整議席の制度が廃止され、代わって、各党への議席配分が主要票の得票率に従い、かつ、総議席数が定数に収まるように、小選挙区の最多得票者であっても、所属政党が十分に主要票を得ていなければ当選人となれなくなった（「主要票相当議席割当て」（Hauptstimmendeckung）。同条第3項）。具体的に当選人となれない者は、各州における各政党の小選挙区の最多得票者のうち得票率が低いものから順に従前の超過議席に相当する人数のものである。また、主要票相当議席割当ての実施の必要上、政党が小選挙区候補者を届け出の場合には、当該州において当該政党が届け出た州名簿が受理されていなければならないこととされた（第20条第2項第2文）。無所属の選挙区候補者は、主要票の得票はないが、従前同様、小選挙区で最多得票したときは、直ちに当選人となる（第6条第2項）⁽⁴⁷⁾。

2020年改正法では、2024年以降、定数は598のままで小選挙区の数を280に削減することとなっていたが、超過議席が生じるおそれなくなったことから、この法案では元の299に戻すこととされた。小選挙区の数を減らすと、各選挙区の面積が広くなり、特に人口の少ない地域では議員の地元での活動が困難となるということがその理由の一つであった⁽⁴⁸⁾。また、議席配分方法は従前より簡素になり、各州の人口比を基に仮の議席配分を行う第1次配分がなくなり、最初に主要票を集計し、その得票率に応じて政党に議席を配分（上位配分）、次に政党に配分された議席を主要票の得票率に応じて州名簿に配分する（下位配分）2段階となった（第4条）。

改革委員会の提案にあった「代替票」は、開票の可能性が低い票として第3票を投じることが、その投票行為そのものが国民にとっての変化が大き過ぎるとの理由で⁽⁴⁹⁾、法案では取り入れられなかった。

法案の提案理由書によれば、新制度は、主要票相当議席割当てによって比例代表と小選挙区を結び付けていることから、比例代表制という基本的性格が強化される⁽⁵⁰⁾。また、この制度により、結果価値の平等及び政党間の機会均等が最適化されると説明されている。平等選挙の原則が何を意味するかは、どのような選挙制度を採用するかに左右されるが、比例代表制の強化を選択したことによって、結果価値の平等が特に重要となった⁽⁵¹⁾。

(47) *ibid.*, S. 3.

(48) *ibid.*, S. 11f.

(49) *ibid.*, S. 4. 代替票について憲法上の様々な問題を検討・指摘した論考として、Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienste, „Wahlrechtsreform: Verbundene Mehrheitswahl mit Ersatzstimme: Verfassungsrechtliche Betrachtung,“ WD3-3000-117/22, 12. August 2022, S. 13ff; Bernd Grzeszick, „Ampel-Pläne evident verfassungswidrig,“ 24. Mai 2022. Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/bundestag-wahlrecht-reform-erststimme-zweitstimme-ersatzstimme-wahlkreis-ueberhang-direkt-mandat-ampel>> を参照。代替票には憲法上の問題はないとする論考として、Bektaş, *op.cit.*(14)を参照。

(50) BT-Drs. 20/5370, S. 10.

(51) *ibid.*, S. 12.

2 2023 年改正法の概要—基本議席条項の削除等—

法案は連邦議会の内務委員会で審査された。2023 年 2 月 6 日に 10 人の専門家を招致して公聴会が行われた後⁽⁵²⁾、連立与党は 3 月 15 日に修正案を提出し⁽⁵³⁾、内務委員会ではそのとおりに法案が修正議決された。採決結果は、連立与党会派の SPD、緑の党及び FDP が賛成、野党会派では CDU/CSU 及び左派党 (Die Linke)⁽⁵⁴⁾が反対、ドイツのための選択肢 (Alternative für Deutschland: AfD, 右派政党) が棄権であった⁽⁵⁵⁾。続く 3 月 17 日に、本会議でも法案が可決された。本会議における採決結果は、連立与党会派の SPD、緑の党及び FDP が賛成、野党会派の CDU/CSU、左派党及び AfD が反対であった⁽⁵⁶⁾。2023 年改正法は 5 月 12 日に連邦参議院を通過して成立し、6 月 8 日に大統領が認証、主要部分は同月 14 日に施行された。

最終的な 2023 年改正法の概要は、前節で紹介した当初法案の内容が以下のように修正されたものである (2023 年改正法による議席配分手続は、図 2 を参照)。

第 1 に、定数 598 人を 630 人に増員した (第 1 条第 1 項。以下、本節で示す条項は 2023 年改正後の連邦選挙法のものである。)。他方で、小選挙区の数当初法案と同じく 299 とした (同条第 3 項)。これは、小選挙区の最多得票者で当選人とならないものをなるべく少なくするための修正である⁽⁵⁷⁾。

第 2 に、選挙人が有する票の名称を、「主要票」から「第 2 票」に、「選挙区票」から「第 1 票」に戻した (同条第 2 項)。これは、従前の呼称が定着していることに鑑みた修正である。

第 3 に、基本議席条項が削除された (第 4 条第 2 項)。その理由としては、第 2 票相当議席割当て (Zweitstimmendeckung) の制度の下で基本議席条項を維持すれば、制度破綻を招くことが挙げられている⁽⁵⁸⁾。小選挙区選挙については、独自に当選人を決定する機能が失われ、その最多得票者を第 2 票相当議席割当ての範囲内で優先的な当選人とする機能に限られた。それにもかかわらず、連邦全体で第 2 票の得票率 5% 未満の政党であっても 3 以上の小選挙区で第 1 票の最多得票者があれば第 2 票の得票率に応じた議席の比例配分の対象とするのは、憲法上の正当化が困難と見たからである。

このような修正に対しては、野党から激しい批判があった。内務委員会における CDU/CSU の反対の論拠は、議論が拙速であること、当選人のいない小選挙区が生じる制度とするのは選挙人の軽視であること、基本議席条項の削除は選挙法において地域の特性を考慮することがで

⁽⁵²⁾ „Öffentliche Anhörung des Innenausschusses zur Änderung des Bundeswahlgesetzes,“ 31. Januar 2023, Bundestag website <<https://www.bundestag.de/webarchiv/presse/pressemitteilungen/2023/pm-230131-oe-inneres-wahlrecht-932214>>

⁽⁵³⁾ BT-Drs. 20/6015.

⁽⁵⁴⁾ 左派党は、旧東ドイツの独裁政党であったドイツ社会主義統一党 (Sozialistische Einheitspartei Deutschlands: SED) の流れをくむ政党である。寺迫剛「ドイツ政党政治の枠組みにおける DIE LINKE の定着」『早稲田政治公法研究』94 号, 2010.8, pp.83-85.

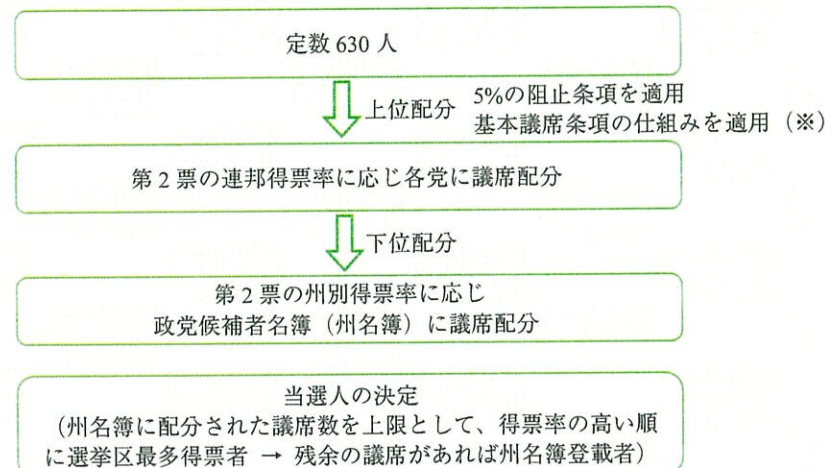
⁽⁵⁵⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 11.

⁽⁵⁶⁾ BT-Plpr. 20/92, S. 11043, 11050ff. 本会議の採決では、AfD の議員には棄権した者が少なかった。

⁽⁵⁷⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 11. 議席数が少ないほど、それだけ再選されない議員がいるということなので、特に世論調査の結果がよくない FDP の意向であったともされる。„Bundestag wird von 736 auf 630 Sitze verkleinert.“ *Süddeutsche Zeitung*, 12. März 2023. <<https://www.sueddeutsche.de/politik/wahlrecht-verkleinerung-bundestag-630-grundmandatsklausel-1.5767594>>

⁽⁵⁸⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 12. CDU/CSU は、従前の選挙制度を微修正して維持した上で、総議員数を抑制することを提案する決議案 (Antrag) を 2023 年 1 月 24 日に提出していた (BT-Drs. 20/5353)。CDU/CSU はこの中で、小選挙区当選人 3 人以上という基本議席条項の要件を、5 人以上にすることも提案していた。この案をめぐる議論の中で、CDU は、共同会派を組む CSU に打撃を与えるかもしれないことに考えが及ばないまま基本議席条項の違憲の可能性に触れ、SPD がこのアイデアを援用する形となった。この際、SPD は、基本議席条項を削除すれば左派党は議席を得られないであろうことを認識していたとされる。„Keine Klausel, kein Einzug,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 14. März 2023.

図2 2023年改正後のドイツ連邦議会の選挙制度の仕組み



(出典) 2023年改正後の連邦選挙法の条文及び連邦憲法裁判所 2024年7月30日判決 (※基本議席条項に関する部分) を基に筆者作成。

きとする連邦憲法裁判所の判例⁽⁵⁹⁾に反すること等であった。左派党は、基本議席条項の削除は同党への議席配分を妨げる意図がうかがわれること、修正案が合憲であるかを十分検討する時間がないことなどを反対の理由に挙げた⁽⁶⁰⁾。

3 2023年改正法をめぐる論点

(1) 与野党の合意のない改正

連邦選挙法の改正は、与野党の合意に基づくのが理想とされる⁽⁶¹⁾。実際、2011年の改正を除き、連邦選挙法はおおむね与野党の合意を得て改正されてきた⁽⁶²⁾。連邦議会の議員数を抑制することを目的とする今般の法改正については、まずは超党派の改革委員会が設置されて議論が行われた。

しかし、連立与党会派が提出した当初法案は、改革委員会の勧告に基づくものの、連邦議会における委員会審査中に連立与党会派から修正案が提出され、当初法案では残っていた基本議席条項が削除されるなどした。本会議の採決は、修正案提出から2日後に行われた。そのため、2023年改正法には連立与党が賛成したのみで、野党は全て反対であり、法律は、与野党の合意なく公布・施行された。

議員数を減らす選挙法の改正は全ての政党の利害に関係し、その改正により利益を得る政党と、不利益を被る政党がある⁽⁶³⁾。そのため、政党間の対立が先鋭化した。与野党の合意がない選挙法改正が常態化すると、政権交代の度に与党に有利な選挙法改正が行われることにもなりかねないと指摘されている⁽⁶⁴⁾。

⁽⁵⁹⁾ BverfGE 6, 84 (96) 等

⁽⁶⁰⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 14ff.

⁽⁶¹⁾ Joachim Behnke, „Die Grundmandatsklausel und Moral“, S. 6f. Zeppelin Universität website <<https://www.zu.de/lehrtstuehle/politikwissenschaft/assets/pdf/homepage-moral-kant-und-die-grundmandatsklausel.pdf>>

⁽⁶²⁾ 2011年に連邦選挙法が改正された (Neunzehntes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 25. November 2011 (BGBl. I S. 2313)) 時の与党は、CDU/CSUとFDPであった。Eric Albrecht, „Falsch, fehlerhaft, verfassungswidrig!“ – Die Reform des Bundeswahlgesetzes, *Recht und Politik*, 59(3), 2023, S. 310.

⁽⁶³⁾ Bektaş, *op.cit.*(14), S. 835.

⁽⁶⁴⁾ Jannik Klein, „Stabilität im Wahlrecht“, *Deutsches Verwaltungsblatt*, 139(2), 2024, S. 85.

(2) 第2票相当議席割当て—当選人のいない小選挙区—

新選挙制度では、政党の第2票の得票が不十分であれば、小選挙区の最多得票者であっても当選人となれないことがある。小選挙区当選人が出ない可能性があるということは、小選挙区での選挙結果が第2票及び他の小選挙区の結果の影響を受けることとなるため、直接選挙原則の要件を満たすことが困難となるおそれがあるとの指摘もあった⁽⁶⁵⁾。なお、直接選挙原則とは、判例上、候補者が何人（なんびと）であるか、投票が候補者の当落にいかなる影響を及ぼすかを選挙人が事前に認識可能でなければならない原則とされる⁽⁶⁶⁾。

さらに、従来の併用制においては、人物重視の自己完結的な小選挙区選挙で第1票の最多得票者を得て当選人とされた者は独自の民主的な正統性を有するため⁽⁶⁷⁾、小選挙区の最多得票者に比例代表制の理論を適用して当選人としないことは憲法違反であろうという見解が有力であった⁽⁶⁸⁾。そのため、新しい制度が従来の併用制と継続性を有するのか、又は純粋な比例代表制であるのかが問題となる。新しい制度が純粋な比例代表制であるならば、第2票の得票率に応じて配分される議席数を超える数の小選挙区最多得票者に議席が配分されないことも合憲であろうという見解がある。ちなみに、法案の提案理由書では、新制度について「純粋な比例代表制」（reines Verhältniswahlrecht）の語が使用されている⁽⁶⁹⁾。

(3) 基本議席条項

2021年までの総選挙において、基本議席条項は、4回の総選挙で延べ5党に適用された⁽⁷⁰⁾。そのうち同年の総選挙では、第2票の得票率が4.9%でありながら小選挙区当選人3人の左派党に基本議席条項が適用され、所属の当選人が合計39人となっていた⁽⁷¹⁾。この総選挙で第2票の得票率5.2%（当選人45人）のCSUには基本議席条項の適用は不要であったが、その後の総選挙では得票率5%未満となる現実のおそれもあった。そのため、左派党とCSUは、基本議席条項の削除に不服があった⁽⁷²⁾。

基本議席条項の削除が憲法上どのように評価されるかについては、例えば次のような指摘がある。第1に、基本議席条項が地域的な基盤のある政党を利する制度であることに着目したものである⁽⁷³⁾。基本議席条項は、小選挙区当選人の数を問題とするため、一見すると小選挙区

(65) Heinrich Lang, „Wahlrecht: Das Kappungsmodell als Systemänderung oder -bruch?“ *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 2/2023, S. 57.

(66) BVerfGE 95, 335 (350) (10. April 1997)

(67) *ibid.*

(68) Lang, *op.cit.*(65), S. 57. 続く2文の典拠もこの論文である。

(69) BT-Drs. 20/5370, S. 12. CDU/CSUは、新制度が純粋な比例代表制なのか、従来の制度の延長である人的要素を加味した比例代表制なのか明らかでないと、内務委員会において表明した。BT-Drs. 20/6015, S. 14. 厳密には2013年改正後、議席配分が純粋な比例代表制で行われていた。Dominik Rennert, „Ein ernsthafter Fehler“, 17. März 2023. Verfassungsblog website <<https://verfassungsblog.de/ein-ernsthafter-fehler/>>

(70) 本文で後述する2021年の左派党のほかに基本議席条項により議席を獲得したのは、1953年選挙のドイツ党（Deutsche Partei. 第2票の得票率は3.3%で、小選挙区当選人10人を含む15人）及びドイツ中央党（Deutsche Zentrumspartei. 同じく0.8%で、小選挙区当選人1人を含む3人）、1957年選挙のドイツ党（第2票の得票率は3.4%で、小選挙区当選人6人を含む17人）、1994年選挙の民主社会党（Partei des Demokratischen Sozialismus: PDS. 左派党の前身の政党。第2票の得票率は4.4%で、小選挙区当選人4人を含む30人）であった。なお、1953年当時には、小選挙区当選人が1人いれば、議席の配分を受けることができた。„Grundmandatsklausel.“ Bundeswahlleiterin website <<https://bundeswahlleiterin.de/service/glossar/g/grundmandatsklausel.html>>

(71) „Bundestagswahl 2021: Endgültiges Ergebnis“, 15. Oktober 2021. Bundeswahlleiterin website <https://www.bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2021/52_21_endgueltiges-ergebnis.html>

(72) Behnke, *op.cit.*(39)

(73) Rennert, *op.cit.*(69) この論考は、バイエルン州のCSUを念頭に置いたものである。

との結び付きが強い。そのため、改正後の制度が純粋な比例代表制であるとすれば、基本議席条項は相いれないものであり、制度全体の首尾一貫性を保つことができなくなる。しかし、更に検討すれば、基本議席条項は人物選挙に資するというよりも、第2票の得票率5%未満の政党で小選挙区当選人3人以上のものに対して、例外的に第2票の得票率に応じた議席を配分するものであり、その意義は、地域代表の要素を重視していることにある。阻止条項の影響を緩和する仕組みとして地域代表の要素にも配慮する必要がある、そうでなければ憲法的に問題であるとする。

第2に、基本議席条項はドイツの選挙法において必要不可欠な規定ではなく、国民の政治的な意思を統合するための選択肢の一つであり、基本議席条項の削除自体が憲法上問題であるわけではないが、基本議席条項がなければ5%阻止条項の効果が強くなるとし、これを問題視する指摘がある⁽⁷⁴⁾。現在の政党の状況及び有権者の投票行動に鑑みれば、基本議席条項なく阻止条項が適用されると、有効な第2票の約20%が議席配分の際に考慮されなくなるとされる。そのため、基本議席条項のような阻止条項を緩和する仕組みが全くなければ、阻止条項はその必要性及び適切性に照らして、憲法上の懸念があるとされる。

IV 連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決

2023 年改正法について、①小選挙区の最多得票者が当選人とならないことがある第2票相当議席割当ての合憲性と、②5%阻止条項の合憲性を主な争点として、バイエルン州、CDU/CSU 会派の195人の議員、CSU 等が訴訟を提起し、2024 年7月30日、連邦憲法裁判所は判決を下した⁽⁷⁵⁾。2023 年改正法が定める新しい議席配分方法である第2票相当議席割当ては合憲とされたが、基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項は違憲とされた。また、与野党の合意のない選挙法の改正は憲法上の問題がないとされた。以下、判決文の中で取り上げられている順に従って、その概要を紹介する。

1 立法手続

連邦議会での法案審議の手続については、CSU が連邦議会に対する機関争訟 (Organstreitverfahren) を連邦憲法裁判所に提起した⁽⁷⁶⁾。機関争訟とは、基本法に定められた権利・義務をめぐる連邦の最高機関同士の争いであり⁽⁷⁷⁾、政党は、連邦議会の法案の議決につ

(74) Sven Ojak, „Anstoß zu einer Wahlrechtsreformspirale im Vierjahreszyklus? Über den Burgfrieden der Sperrklauseln des § 6 Abs. 3 BwahlG a.F.“, *Deutsches Verwaltungsblatt*, 14/2023, S. 842, 845. この論考では、基本議席条項削除の下では、5%条項を3%又は4%などに引き下げることが提案されている。続く2文の典拠もこの論文である。

(75) BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a. <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2024/07/fs20240730_2bvf000123.html?nn=68080>; „Das Bundeswahlgesetz 2023 ist überwiegend verfassungsgemäß – allein die 5%-Sperrklausel ist derzeit verfassungswidrig, gilt aber mit bestimmten Maßgaben fort.“ 30. Juli 2024. Bundesverfassungsgericht website <<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/bvg24-064.html?nn=68080>>; „Karlsruhe kippt das neue Wahlrecht in Teilen.“ 30. Juli 2024. tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/wahlrechtsreform-bundesverfassungsgericht-104.html>>; 山岡規雄「【ドイツ】改正連邦選挙法に対する一部違憲判決」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, p.35. <<https://doi.org/10.11501/13759553>>

(76) 本節は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 129-134 の記述を要約したものである。

(77) „Organstreitverfahren.“ Bundesverfassungsgericht website <https://www.bundesverfassungsgericht.de/DE/DasBundesverfassungsgericht/Verfahrensarten/Organstreitverfahren/organstreitverfahren_node.html>

いて機関争訟を提起することができる。今回の訴えは、2023年3月17日に行われた連邦議会による2023年改正法の議決が、基本法が定める政党の機会均等原則及び基本法第21条第1項から導かれる政党の活動の自由を侵害するというものであった。

連邦憲法裁判所は、連邦議会における立法手続は合憲であったとした。議会の意思形成への平等な参加とは、審議事項について自らの意見を形成し、それを基に議会の審議及び議決に参加する議員の権利を包含する。議会には立法手続を定める広範な裁量があるが、基本法第38条第1項第2文に規定する議員の権利（国民代表としての連邦議会議員は、委任や指示には服さず、その良心のみに従うとの規定）及び議会審議の公開の原則が軽視される場合には、法律の形式的な憲法適合性に触れることとなるため、議会の裁量の範囲から外れることになる。2023年改正法の議決は与野党の合意に基づくものではなかったが、これは立法手続が適正であったか否かとは関係がない。基本議席条項が削除されたが、議会審議は、法案を修正する場合でもあり、個々の規定が削除されたことをもって議員の権利又は公開原則が軽視されたことを根拠付けることはできない。

2 第2票相当議席割当て一当選人のいない小選挙区一

2023年改正法の議席配分手続については、バイエルン州及びCDU/CSU会派の議員から小選挙区の最多得票者が当選人とならないことがある第2票相当議席割当てを違憲とする申立てがあった（本節及び次節）。

連邦憲法裁判所は、当選人のいない小選挙区が出る第2票相当議席割当ての制度は合憲であるとした。新制度は、基本法で定められた裁量を行って立法者が定めたものであり、従来の選挙の諸原則に違反していない⁽⁷⁸⁾。

連邦憲法裁判所によれば、新選挙制度は従来の選挙制度と継続性がある⁽⁷⁹⁾。ただし、2票制の下で議席配分は比例代表制の原則によることは従前どおりであるが、第1票の結果と第2票の結果の調整の仕方がこれまでとは異なるものとなる。この調整をどのように定めるかは、立法者の裁量の範囲にある。

第2票相当議席割当ての下では当選人のいない小選挙区が生じる可能性があることについて、新制度は地域代表（Regionalisierung）の要請を満たさないといった批判があった⁽⁸⁰⁾。この点について、連邦憲法裁判所は、小選挙区に地域代表の意味を持たせる規定は基本法にもこれまでの選挙法にもないとし、立法者には、州の人口比で議席配分を行う義務はないとした。これまでも、議席は小選挙区に配分されてきたのではなく、第2票の得票率に応じた政党への比例配分であった。小選挙区当選人は小選挙区の代表者（Delegierte）ではなく、国民全体の代表（Vertreter）である⁽⁸¹⁾。また、比例代表制による議席配分の原則は、従前の調整議席のときと変わらない。

平等選挙の原則との関係では、当選人のいない小選挙区があっても、第1票の結果機会（Erfolgschance）は平等であるとされた⁽⁸²⁾。基本法が定める平等選挙の原則からは、小選挙区

(78) BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 170.

(79) 本段落は、*ibid.*, RN 171-175 の記述を要約したものである。

(80) 本段落は、*ibid.*, RN 179-182 の記述を要約したものである。

(81) 連邦議会議員が国民全体の代表であることは、基本法第38条第1項でも定められている。

(82) 本段落は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 207-210 の記述を要約したものである。

の最多得票者全てを当選人とする必要性を導くことはできない。また、小選挙区の最多得票者を当選人とするための更なる条件を追加することも禁止されていない。追加の条件として当該候補者の所属政党による十分な第2票の得票を定めることは、2票制の選挙が比例代表制の原則により行われること（連邦選挙法第1条第2項）に客観的な理由が認められる。さらに、第2票相当議席割当ての下では、小選挙区での最多得票者を当選人としないことは不平等な取扱いではない。新制度においては、人物選挙は比例代表制の人物重視の要素(Personalisierungselement)であり、比例代表制の下位に位置付けられる。

直接選挙の原則との関係では、各選挙人の第1票が特定の候補者に投じられることに変化はなく、不確かであるのは当該投票がどのような結果をもたらすかということのみであるとされた⁽⁸³⁾。どのような優先順位で誰に議席が配分されるかは、選挙結果及び選挙法によって決められ、間接選挙における中間選挙人の裁量によって決せられるものでもなく、選挙人の意思と異なる意思に影響されるものでもない。選挙人は自らの投票が実際にどのような影響を選挙結果に及ぼすかについて事前に認識可能であろうという推定は、憲法上の要件そのものではない。直接選挙の原則にとって、選挙人の投票がその意図した影響を実際に及ぼすことが決定的なことではなく、選挙人の意図に沿った積極的な(positiv)影響を選挙結果に与える可能性があれば十分である。

政党の機会均等原則との関係では、第2票相当議席割当てが野党を特別な方法で不利にすることはないとされた⁽⁸⁴⁾。第2票相当議席割当ては、従前の調整議席と同じく、連邦議会の構成を政党の第2票得票率に応じたものとする。この制度では小選挙区の最多得票者が当選人とされないことがあるため、同制度は「(議席の)切り詰め型」(Kappung)と呼ばれることもあるが、第2票の得票率に応じて配分された議席が削られることはない。ただし、連邦議会の総議席数を抑制するために、各党から選出される議員の数がこれまでと比べて少なくなる。

3 5% 阻止条項

基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項については、基本法第38条第1項第1文に規定する平等選挙の原則を侵害しているため、違憲とされた⁽⁸⁵⁾。阻止条項は平等選挙の原則を侵害するが、これは、連邦議会が機能することを保障する目的によって正当化され得る。現行の5%阻止条項は、基本的に、このための適切な手段である。しかし、2023年改正法では、基本議席条項のような緩和措置のない阻止条項が定められており、現状の法的及び現実的な条件の下では、連邦議会の機能を保障する目的のためとしても、そこまでの必要がない。そのため現状では、立法者は、国民の意思形成を目的として政治的諸力を統合するという選挙の機能(Integrationsfunktion der Wahl)⁽⁸⁶⁾を保障するために、より緩やかな手段を選ばなければならない。

⁽⁸³⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 212-214 の記述を要約したものである。なお、ドイツにおける平等選挙原則は、数的価値の平等と結果機会の平等に分かれる。結果機会の平等は、選挙制度が多数代表制の場合には投票価値の平等（例えば小選挙区選挙においてできる限り選挙区人口規模を等しくすること）が必要とされ、選挙制度が比例代表制の場合には投票価値の平等に加えて結果価値の平等（議席率をなるべく得票率と等しくすること）が必要とされている。BVerfGE 95, 335 (353); 土屋武「選挙原則」鈴木秀美・三宅雄彦編『ガイドブック ドイツの憲法判例』信山社、2021, p.262.

⁽⁸⁴⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 215-216 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁵⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 219 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁶⁾ Bernd Grzeszick, „Verfassungsrechtliche Grundsätze des Wahlrechts,“ *Juristische Ausbildung*, 2014(11), S. 1110.

阻止条項は、第2票の得票率が5%未満の政党と、5%以上の政党を不平等に扱う⁽⁸⁷⁾。すなわち、第2票の結果価値は平等でない。これに対し、連邦憲法裁判所は、第2票の得票率が5%未満であった政党の小選挙区候補者が第1票を最多得票しても議席が配分されなくなったことについては、平等選挙の原則の侵害ではないとした。また、基本法は、立法者がどのような基準により重要な政党とそうでない政党を区別しなければならないかを定めていない。そのため、立法者は、特定の地域で基盤のある政党を特別に考慮する必要はない。

比例代表制における阻止条項の正当化事由は、議会の機能確保である⁽⁸⁸⁾。選挙によって選ばれる連邦議会には、安定した与党を形成して、機能する政府を継続的に支えるという責務もあることから、議会における小党乱立は阻止条項により防がれるべきである。また、議会で会派を結成するには最低5%の議員が必要であることから(連邦議会議事規則第10条第1項第1文)、現行の5%阻止条項は、議席を得た各党が会派を結成するための要件を満たすことにも寄与する。

しかし、現状に鑑みると、5%阻止条項が完全な形で必要なわけではない⁽⁸⁹⁾。連邦憲法裁判所は、立法者は、現状の法的及び現実的な条件の下で、連邦議会の機能維持に必要な範囲を超えないような阻止条項を定める義務があるとし、阻止条項の修正方法が幾つかあることを指摘した⁽⁹⁰⁾。ただし、修正の仕方は立法者に裁量があるとし、2政党の協力を考慮すること、阻止条項が適用される第2票の得票率5%を引き下げること、基本議席条項を維持することなどを例示した。

2政党の協力とは、CSUのように、他の政党と常に共同会派を結成している状態をいい、政党の第2票の得票率が5%未満であったとしても、当該二つの政党が合計で得票率5%以上であれば、議席配分に際してこの政党をその対象とすることも可とする⁽⁹¹⁾。このような場合に二つの政党の第2票の得票結果を合計して考慮するのであれば、阻止条項の目的は同様に達せられる。この場合、CSU単独では第2票の得票率が5%未満であったとしても議席が配分されることから、他党と比べて扱いに不平等があるということになるが、阻止条項の目的に鑑みてこれは正当化される。

4 経過措置

上記のように、連邦憲法裁判所は、基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項を違憲としたが、これを改正するには、次の総選挙(2025年8月27日から10月26日までの間に予定)までに時間がほとんどないとし⁽⁹²⁾、経過措置として、阻止条項が修正されるまでは、2023年改正前の基本議席条項と類似の仕組みを引き続き維持することを命じた⁽⁹³⁾。

⁽⁸⁷⁾ 本段落は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 221-222 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁸⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 224-236 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁹⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 249-272 の記述を要約したものである。

⁽⁹⁰⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 273-275 の記述を要約したものである。

⁽⁹¹⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 249-272 の記述を要約したものである。

⁽⁹²⁾ 原則として選挙の1年前には、次の選挙で適用される選挙法や選挙制度の基本的な骨格が定まっていなければならないという欧州評議会ヴェニス委員会の選挙行為規範を考慮したもの。Verhaltenskodex für Wahlen: Leitlinien und erläuternder Bericht, CDL-AD (2002) 23rev2-cor, II. 2. <[https://www.coe.int/en/web/venice-commission/-/CDL-AD\(2002\)023rev2-cor-ger](https://www.coe.int/en/web/venice-commission/-/CDL-AD(2002)023rev2-cor-ger)>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 290.

⁽⁹³⁾ 本段落は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 288-291 の記述を要約したものである。

総選挙は当初 2025 年秋に予定されていたが、政局に変動があり（第 V 章参照）、同年 2 月に行われることとなった。この選挙では、第 2 票相当議席割当てが初めて適用されたが、阻止条項は従前の基本議席条項と類似の仕組みを伴うこととされ、小選挙区において 3 人以上の最多得票者を有する政党は、第 2 票の得票率に応じた議席の比例配分の対象とされた。

V 2025 年 2 月 23 日の総選挙

2021 年の総選挙後、SPD、緑の党及び FDP の 3 党による連立政権が組まれていたが、2024 年 11 月、FDP の党首でもあるリントナー（Christian Lindner）連邦財務大臣と SPD のショルツ（Olaf Scholz）連邦首相がウクライナ戦争のための財源調達の方針をめぐる対立⁽⁹⁴⁾、11 月 6 日、ショルツ連邦首相はリントナー大臣を解任した⁽⁹⁵⁾。FDP の他の連邦大臣も職を辞したため、連邦政府は SPD と緑の党の 2 党から成る少数与党政権となり、政権の運営が困難となった。ショルツ連邦首相は 12 月 11 日に自らの信任案（基本法第 68 条）を連邦議会に提出し、16 日にこれが否決された⁽⁹⁶⁾。採決結果は、与党会派の SPD が賛成、野党会派の CDU/CSU、FDP、AfD、左派党等が反対、与党会派の緑の党が棄権であった⁽⁹⁷⁾。今回の連邦首相の信任案は、議会において与党会派が過半数割れしたことから、ショルツ連邦首相が国民の信を問うために早期に連邦議会を解散する目的であって提出したものである。信任案の否決を受け、同月 27 日、シュタインマイヤー（Frank-Walter Steinmeier）連邦大統領は連邦議会を解散した⁽⁹⁸⁾。これにより、2025 年秋に予定されていた総選挙が同年 2 月 23 日に行われることとなった。

選挙期間中の特筆すべき出来事として、2025 年 1 月 28 日に、CDU/CSU が移民の入国規制を強化する決議案⁽⁹⁹⁾を連邦議会に提出したことが挙げられる（ドイツでは、連邦議会に空白期間が生じないようにしており、解散から総選挙後に第 1 回の本会議が開かれるまで、旧議会が活動することができる（基本法第 39 条第 1 項第 2 文）⁽¹⁰⁰⁾）。この決議案は、翌 29 日、FDP のほか、AfD の賛成票も得て連邦議会において採択された⁽¹⁰¹⁾。CDU が AfD の票を利用

(94) Samuel Kirsch, „Lindner zum Bruch des Amtseids gedrängt?“ 9. November 2024. ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/streit-schuldenbremse-amtseid-ampel-aus-lindner-scholz-100.html>> ショルツ連邦首相は、ウクライナ戦争を予算上の緊急事態と捉え、国の借金を禁じる基本法第 115 条を停止して借金でウクライナ支援を賄うべきであると主張し、リントナー連邦財務大臣はこれに反対した。ドイツの財政規律については、渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.77-94. <<https://doi.org/10.11501/9111090>> を参照。

(95) 山岡規雄「『ドイツ』「債務ブレーキ」緩和に関する基本法改正」『外国の立法』No.303-2, 2025.5, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/14242751>>

(96) „Was ist die Vertrauensfrage?“ 27. Dezember 2024. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/was-ist-die-vertrauensfrage-2319328>> 連邦議会の信任手続については、河島太郎「ドイツ基本法上の議院内閣制における信任—信任手続を中心に—」『レファレンス』857 号, 2022.5, pp.23-52. <<https://doi.org/10.11501/12289530>> を参照。

(97) BT-Plpr. 20/205, S. 26533ff.

(98) Anordnung über die Auflösung des 20. Deutschen Bundestages vom 27. Dezember 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 434 vom 27.12.2024)

(99) BT-Drs. 20/14698. この決議案の背景として、不法滞在する外国人が行ったテロ事件等が挙げられている。ibid., S. 1.

(100) „Neu gewählter Bundestag tritt am 25. März zusammen.“ Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2025/kw13-de-konstituierende-sitzung-1056494>>; 河島 前掲注(96), p.30.

(101) BT-Plpr. 20/209, S. 27074. 人道的理由から滞在を許可している外国人（Personen mit subsidiärem Schutz）の家族呼び寄せを終了することを内容とする法律案（BT-Drs. 20/12804）も提出されていたが、1 月 31 日の連邦議会において CDU 及び FDP の数人の議員が採決に参加しないことをもって否決された。BT-Plpr. 20/211, S. 27553; „Gesetzentwurf der Union zur Migration scheitert im Bundestag.“ 31. Januar 2025. Deutschlandfunk website <<https://www.deutschlandfunk.de/gesetzentwurf-der-union-zur-migration-scheitert-im-bundestag-100.html>>

したことについては、ドイツ全土で抗議のデモが相次いだ。CDU のメルツ (Friedrich Merz) 党首は、2 月 3 日の党大会で、AfD と一緒に仕事をする (Zusammenarbeit) はあり得ないと約束した⁽¹⁰²⁾。

以下、2023 年改正法がどのような影響を及ぼしたかを中心に、選挙結果の概要を紹介する。

1 投票率

投票率は、1990 年に東西ドイツが統一して以来最高の 82.5% であった。小選挙区によって 73.5% から 88.1% までの開きがあり、概して旧西ドイツ地域の方が旧東ドイツ地域より高い傾向にあった⁽¹⁰³⁾。高投票率の理由として、CDU/CSU の移民規制強化の決議案が採択されたことを見て、2021 年の総選挙では投票しなかった者 (Nicht-Wähler) が、いずれの立場であれ、自らの立場を示そうと投票した可能性が指摘されている⁽¹⁰⁴⁾。また、移民・難民問題をめぐり社会の多極化が進んだことから、高投票率となったという指摘もある⁽¹⁰⁵⁾。

2021 年の総選挙で投票しなかったが今回の総選挙では投票した約 376 万人のうち、AfD が最多の約 180 万票を集めた⁽¹⁰⁶⁾。AfD の第 2 票は 2021 年の総選挙の約 10% から倍増し、約 20% であった (次節参照)。投票率が高いことは議会の正統性を高めるために重要であるが、AfD⁽¹⁰⁷⁾ の躍進を促進することとなった⁽¹⁰⁸⁾。

2 第 2 票の結果

第 2 票の政党別得票率は、表 1 のとおりである。ショルツ連邦首相の率いる SPD は 16.4% (前回選挙から -9.3%) と 1887 年の帝国議会選挙以来の歴史的な大敗を喫し⁽¹⁰⁹⁾、CDU/CSU の 28.6%、AfD の 20.8% に次ぐ第 3 の勢力となった。そのほか 5% 以上を得て連邦議会の議席を配分されたのは、緑の党 (11.6%。前回選挙から -3.1%) と左派党 (8.8%。前回選挙から +3.9%) である⁽¹¹⁰⁾。前政権に参加していた FDP は 4.3% (前回選挙から -7.1%) にとどまり、議席の配分を受けられなかった。また、2024 年 1 月に左派党から分離して新たに結党されたザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟 (Bündnis Sahra Wagenknecht: BSW) も、同年秋の旧東ドイツ地域の 3

(102) „...Keine Zusammenarbeit, keine Duldung, gar nichts“, 3. Februar 2025, tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/bundestagswahl/cdu-parteitag-276.html>>

(103) Robert Rönch, „Ergebnisse der Parteien lassen sich zum Teil mit unterschiedlicher Wahlbeteiligung erklären“, 1. März 2025, MDR website <<https://www.mdr.de/wissen/psychologie-sozialwissenschaften/zusammenhang-wahlergebnisse-wahlbeteiligung-bundestagswahl-100.html>>

(104) Alina Hanss, „Über 80 Prozent: Warum die Wahlbeteiligung diesmal so hoch war“, 24. Februar 2025, BR24 website <<https://www.br.de/nachrichten/deutschland-welt/bundestagswahl-wahlbeteiligung-warum-so-viele-gewahlt-haben,UdeQtc6>>

(105) „Höchste Wahlbeteiligung seit 38 Jahren“, 24. Februar 2025, ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/wahlbeteiligung-bundestagswahl-2025-bundeswahlleiterin-100.html>>

(106) „AfD mobilisiert viele Nichtwähler:innen“, 24. Februar 2025, taz website <<https://taz.de/Waehlerwanderung-zur-Bundestagswahl/16071318/>>

(107) AfD に投票した者のうち 84% は、AfD は右派ではなく、政治的に中道だと考えている。Dietmar Neuerer, „Das Geheimnis des AfD-Erfolgs“, *Handelsblatt*, 25. Februar 2025.

(108) Robert Lüdecke, „Mehr Stimmen, Mehr Hass: was sich aus der Bundestagswahl lernen lässt“, 24. Februar 2025, Amadeu Antonio Stiftung website <<https://www.amadeu-antonio-stiftung.de/analyse-was-sich-aus-der-bundestagswahl-lernen-lasst-133075/>>

(109) „Schlechtestes Ergebnis seit 138 Jahren“, 23. Februar 2025, Bayerische Staatszeitung website <<https://www.bayerische-staatszeitung.de/staatszeitung/politik/detailansicht-politik/artikel/default-c9bb470679.html>> なお、当時の政党名はドイツ社会主義労働者党 (Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands) であり、1890 年に改称して現在の名称になった。

(110) ほかに、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の少数民族政党 SSW (Südschleswigscher Wählerverband, 南シュレスヴィヒ選挙人同盟) が 0.2% の得票で 1 議席を得た。少数民族政党には 5% の阻止条項が適用されないこととされている (連邦選挙法第 4 条第 2 項第 3 文)。

州の州議会選挙で得票を伸ばしたため⁽¹¹¹⁾注目されていたが、今回の総選挙では第2票の得票が4.98%であり、議席配分の対象から外れた。基本議席条項の仕組みが適用された政党はなかった。

2023年の選挙法改正時には、野党のCSUと左派党が、基本議席条項のない阻止条項は自らに不利であると訴えていたが、両党とも5%以上を獲得することができた。特に左派党は、適正な家賃や、生計費の値上りを抑制すること等を掲げ⁽¹¹²⁾、SNSで効果的に若者に訴えかけた⁽¹¹³⁾。その結果、18～24歳の若者が投票したのは左派党が26%で最も多く⁽¹¹⁴⁾、特にベルリン等の都市部の若い女性から多くの支持を得たとされる⁽¹¹⁵⁾。

最終的に連邦議会は、阻止条項によって議席を配分されなかった政党(第2票の得票率で合計13.7%)を除いて構成される。その結果、連邦議会の政党別構成比は表2のとおりとなり、新しい連邦議会は3月25日に招集された。4月9日、CDU、CSU及びSPDの3党は連立政権を組むことに合意して連立協定⁽¹¹⁶⁾を発表し、

表1 ドイツ連邦議会総選挙における第2票の政党別得票率
(単位: %)

	2025年	2021年
SPD	16.4	25.7
CDU	22.6	19.0
緑の党	11.6	14.7
FDP	4.3	11.4
AfD	20.8	10.4
CSU	6.0	5.2
左派党	8.8	4.9
SSW ^(注1)	0.2	0.1
BSW ^(注2)	4.98	-
その他	4.4	8.6

(注1) 南シュレスヴィヒ選挙人同盟(Südschleswigscher Wählerverband)は、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の少数民族政党である。

(注2) ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟(Bündnis Sahra Wagenknecht)は、2024年1月に左派党から分離して結党された政党である。

(出典) „Bundestagswahl 2025.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html>>; „Bundestagswahl 2021.“ *ibid.* <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2021/ergebnisse/bund-99.html>>を基に筆者作成。

表2 ドイツ連邦議会の政党別構成比 (第21議会期)

	議席数	割合 (%)
CDU/CSU	208	33.2
AfD	152	24.1
SPD	120	19.0
緑の党	85	13.5
左派党	64	10.2
SSW	1	0.1
合計	630	

(出典) „Bundestagswahl 2025.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html>>を基に筆者作成。

(111) 2024年9月1日に行われたテューリンゲン州議会選挙では、BSWはSPD(6.1%)を上回る15.8%を獲得し、CDU及びSPDと共に連立政権に参加している。„Thüringen Landtagswahl 2024.“ tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-01-LT-DE-TH/index.shtml>> 同日に行われたザクセン州議会選挙では、BSWは11.8%を得票した。„Sachsen Landtagswahl 2024.“ *ibid.* <<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-01-LT-DE-SN/index.shtml>> また、同月22日に行われたブランデンブルク州議会選挙では、BSWはCDU(12.1%)を上回る13.5%を獲得し、SPDと共に連立政権に参加している。„Brandenburg Landtagswahl 2024.“ *ibid.* <<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-22-LT-DE-BB/index.shtml>>

(112) „Die Linke: Mitgliederboom gibt Rückenwind im Endspurt.“ 20. Februar 2025. Deutschlandfunk website <<https://www.deutschlandfunk.de/linke-bundestagswahl-2025-100.html>>

(113) Kerstin Palzer. „Ein unerwarteter Freudentaumel.“ 24. Februar 2025. tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/bundestagswahl/linke-wahlerfolg-reichinnek-100.html>>

(114) „Punktet bei Jungwählern.“ *Handelsblatt*, 25. Februar 2025. 次に若者から支持を得たのはAfD(21%)であった。

(115) Palzer, *op.cit.*(113)

(116) „Verantwortung für Deutschland Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD: 21. Legislaturperiode.“ SPD website <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag2025_bf.pdf>

5月6日の連邦議会でCDUのメルツ党首が連邦首相に選出された⁽¹¹⁷⁾。連邦議会における3党の議席占有率は、約52%である。

第2票の結果としては、特に旧東ドイツ地域でAfDの勢力伸長が著しく、ベルリンを除く5州で得票率が30%を超えた。特にテューリング州は38.6%、ザクセン州は37.3%、ザクセン・アンハルト州は37.1%と、40%近くになっている⁽¹¹⁸⁾。

3 第1票の結果

299の小選挙区で最多得票をした候補者は、SPD45人、CDU143人、CSU47人、緑の党12人、AfD46人、左派党6人であった⁽¹¹⁹⁾。そのうち23人（CDU15人、AfD4人、CSU3人、SPD1人）が、政党の第2票の得票率が不足していたために議席が配分されない結果となった⁽¹²⁰⁾。特にバーデン・ヴュルテンベルク州（38小選挙区）では、6人の最多得票者（全てCDU所属）に議席が配分されないこととなった⁽¹²¹⁾。また、各党の接戦となった大都市の激戦区の候補者は得票率が低くなるため、都市部の候補者に不利であったとの指摘がある⁽¹²²⁾。

このような結果について、政治学者のデッカー（Frank Decker）氏は、小選挙区の最多得票者に議席が配分されないのは直感的におかしい感じがあるが、慣れの問題とコメントしている⁽¹²³⁾。反対に、小選挙区の最多得票者に議席が配分されないことは、当該小選挙区の選挙人に不公平感を醸成するので良くないとの批判もある⁽¹²⁴⁾。

おわりに

2023年改正法で定められた新選挙制度は、従来と同じ比例代表制を原則とし、各政党の第2票の得票率に応じて議席が配分される。この新制度については、最も「公平で公正な選挙法」であるとの評価もある⁽¹²⁵⁾。しかし、議員の数を定数に抑えるために、小選挙区の最多得票者

(117) „Friedrich Merz mit 325 Stimmen zum Bundeskanzler gewählt.“ Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2025/kw19-de-kanzlerwahl-1062470>>

(118) „Bundestagswahl 2025.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html>>

(119) „Wo die Parteien ihre Hochburgen haben,“ 23. Februar 2025, tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/bundestagswahl/wahlkreisergebnisse-karte-bundestagswahl-2025-100.html>>; Luisa Billmeyer et al., „So haben die Wahlkreise gestimmt,“ 24. Februar 2025, ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/bundestagswahl-2025-ergebnis-deutschland-100.html>> ベルリンを除く旧東ドイツ地域の5州（合わせて48の小選挙区）では、左派党が最多得票した2つの小選挙区を除き、全ての小選挙区でAfDの候補者が最多得票した。

(120) „Neues Wahlrecht zieht Folgen und politische Diskussionen nach sich,“ 26. Februar 2025, Deutschlandfunk website <<https://www.deutschlandfunk.de/wahlrechtsreform-bundestagswahl-auswirkungen-100.html>>; „Darmstadt und Tübingen sind jetzt vollverwaist,“ *Der Spiegel*, 79(10), 1. März 2025, S. 28.

(121) Christian Susanka, „Zoff um neues Wahlrecht: Wenn siegreiche Direktkandidaten nicht in den Bundestag einziehen,“ 7. März 2025, SWR website <<https://www.swr.de/swraktuell/baden-wuerttemberg/neues-wahlrecht-als-undemokratisch-kritisiert-100.html>>

(122) Antje von Ungern-Sternberg, „Wahlkreissieger ohne Bundestagssitz? Auswirkungen der Zweitstimmendeckung und Reformoptionen,“ 26. Februar 2025, Verfassungsblog website <<https://verfassungsblog.de/wahlkreissieger-ohne-bundestagssitz/>>

(123) „Neues Wahlrecht zieht Folgen und politische Diskussionen nach sich,“ *op.cit.*(120)

(124) Pitt von Bebenburg, „Missglückte Reform,“ *Frankfurter Rundschau*, 26. Februar 2025.

(125) Heinrich Lang und Bernd Grzeszick, „Warum die Wahlrechtsreform das Vertrauen der Bürger erschüttert,“ 5. März 2025, Spiegel website <<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/wahlrecht-warum-die-reform-das-vertrauen-der-buerger-erschuettert-a-a6e265c3-6c23-4e66-bb14-cba92949dc8d>> 政治学者ベーンケ（Joachim Behnke）氏の評価。

であっても、所属政党が十分な第2票を得ていなければ当選人となることができなくなった。

2025年5月に政権に就いたCDUは、各小選挙区を大きくして数を少なくし、議席が配分されない小選挙区の最多得票者をなるべく減らす方向で再び連邦選挙法を改正することを検討している⁽¹²⁶⁾。その上、連邦憲法裁判所が違憲とした阻止条項には何らかの改正が必要なことから、連邦選挙法はそう遠くないうちに再改正される見込みであり、今後の推移が注目される。

最後に、新選挙制度の分類について、若干の検討を加えて本稿を閉じることとする。

小選挙区制（多数代表制）と比例代表制を組み合わせた選挙制度は、一般的に「（小選挙区比例代表）混合制」と呼ばれ、小選挙区比例代表並立制や併用制は混合制に分類される。我が国では、併用制採用国の代表例としてドイツを挙げることが広く行われており、超過議席が生じるということや、2023年改正前の連邦選挙法第1条第2項に規定する「人物選挙と結び付いた比例代表制」を併用制（の特徴）と理解してきた。そのため、2023年改正によって同項の「人物選挙と結び付いた比例代表制」が「比例代表制」に改められるとともに、超過議席の制度が廃止されたことをどのように評価すべきかが問題となる。

この点、ドイツ国内では、新制度が純粋な比例代表制なのか、従来の制度の延長である人的要素を加味した比例代表制なのか明らかでないとの指摘が見られる⁽¹²⁷⁾。また、超過議席の廃止を勧告した改革委員会の中間報告書においても、併用制（人物選挙と結び付いた比例代表制）を維持するものとされていた（Ⅱ章参照）。そもそも、ドイツでは、併用制の「基本的性格」は比例代表制とされており（Ⅰ章2(1)参照）、併用制は比例代表制の一種又は亜種と理解されてきた⁽¹²⁸⁾。

新選挙制度においても、小選挙区の無所属の最多得票者はもっぱら小選挙区選挙の結果で当選人となる。さらに、政党に所属する小選挙区の最多得票者も、名簿登載者に優先して当選人となる仕組みに変更はなく、その意味では新選挙制度にも従来の併用制と共通の人的要素を重視する仕組みが残っている。もっとも、連邦憲法裁判所2024年7月30日判決は、新制度における人物選挙は比例代表制の人物重視の要素であり、比例代表制の下位に位置付けられると述べている（Ⅳ章2参照）。

以上を勘案すると、我が国において新制度を説明する場合、純粋な比例代表制に移行したとも、併用制のままであるとも言い難い。この制度が2025年総選挙にのみ適用されるものとなる可能性が高いことも踏まえ、現時点では上位概念である「混合制」としておくのが適当と考えられる。

（かわしま たろう）

（わたなべ ふくこ）

⁽¹²⁶⁾ Von Bebenburg, *op.cit.*(124)

⁽¹²⁷⁾ 前掲注(69)参照。

⁽¹²⁸⁾ Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 113ff.

別紙

連邦選挙法（抄）

第1章 選挙制度（抄）

第1条 ドイツ連邦議会の組織及び選挙権の原則

- (1) ドイツ連邦議会は、630人の議員をもって組織する。議員は、普通、直接、自由、平等及び秘密の選挙において、選挙権を有するドイツ人が選挙する。
- (2) ドイツ連邦議会総選挙には、比例代表制の原則を適用する。各選挙人は、選挙区候補者推薦届出書 [Kreiswahlvorschläge] に基づく選挙のための第1票と、選挙への参加を許可された政党がその候補者を記載した州候補者推薦届出書 [Landeswahlvorschläge] (州名簿) に基づく選挙のための第2票の2票を有する。
- (3) 州名簿が得た議席について当選人を決定するときは、第6条の規定に従い、299の選挙区の選挙区候補者推薦届出書に基づく選挙により決定した候補者を優先 [的に当選人と] する。各州において、各政党の候補者で当該各州の選挙区で第1票の最多数を得たものについて当該各政党が得る議席数は、当該各政党が得た第2票に応じた議席数の範囲内とする (第2票相当議席割当て)。
- (4) 政党に所属しない候補者は、この法律が定める要件に従って、選挙区選挙に立候補することができる。

第2条 選挙執行地域の編成（略）

第3条 選挙区画委員会及び選挙区の区画（略）

第4条 政党に対する議席配分の原則

- (1) 議員定数 (第1条第1項) は、比例代表制の原則に従って、最初に選挙執行地域 (Wahlgebiet) ⁽¹⁾ 全体において政党に配分し、次に各政党の州名簿に配分する。議員定数から、第6条第2項の規定により当選人とされた選挙区候補者 (Wahlkreisbewerber) の数を減じる。
- (2) 政党間の議席配分は、選挙執行地域において政党の州名簿に投じられた第2票の数に比例して、第5条の規定により行われる (上位配分)。この場合においては、次に掲げる票及び政党は考慮されない。
 1. 第6条第2項の規定により当選人となった候補者に第1票を投じた選挙人の第2票
 2. 選挙執行地域における第2票の得票が有効投票総数の5%未満の政党第2文第2号の規定は、少数民族政党が届け出た名簿には適用しない。
- (3) 各政党については、第2項の規定により当該政党に割り当てられた議席が、州名簿に投じられた第2票の数に比例して、第5条の規定により当該政党の [各] 州名簿に配分される (下位配分)。
- (4) [前項までの] 議席の配分において、考慮しなければならない全ての政党の第2票の総数の半数を超えて得票した政党が、議席の半数を超えて配分を受けなかった場合には、当該政

* 別紙・連邦選挙法（抄）は、Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 7. März 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 91) geändert worden ist. Gesetze im Internet website <<https://www.gesetze-im-internet.de/bwahlg/BWahlG.pdf>> を筆者において訳出したものである。[]は、訳者補記である。

(1) 選挙執行地域とは、ドイツ連邦共和国の領域である (第2条第1項)。

党に議席の半数を超える 1 議席が割り当てられるまで、当該政党に更なる議席が配分される。そのような場合には、総議席数（第 1 条第 1 項）は、差分だけ増加する。

第 5 条 議席配分の計算

- (1) 上位配分を行うために、選挙執行地域において考慮される第 2 票の数を、第 2 項の規定により決定される配分基数で除し、商は第 3 項の規定により四捨五入する。下位配分を行うためには、各政党について、その州名簿に投じられた第 2 票の数を、第 2 項の規定により決定される配分基数で除し、商は第 3 項の規定により四捨五入する。
- (2) 配分基数は、全ての配分可能な議席が配分されるように決定する。配分基数の決定のために、基礎となる票数の合計を配分可能な議席数で除する。この配分基数により配分可能な議席を超える議席が全体として配分される場合には、改めての配分の際に配分可能な議席数となるように配分基数を引き上げなければならない、[配分可能な議席よりも] 少ない議席が政党に配分される場合には、配分基数を同様に引き下げなければならない。
- (3) 第 1 項の規定による計算における商は、0.5 に満たない余りは直下の整数に切り下げ、0.5 を超える余りは直上の整数に切り上げるように四捨五入される。0.5 に等しい余りは、配分可能な議席数と一致するように切り下げ又は切り上げられ、複数の議席配分が可能な状況が生じた場合には、連邦選挙長が引くくじで決定する。

第 6 条 候補者への議席割当て

- (1) 政党の選挙区候補者（第 20 条第 2 項）は、第 1 票の最多数を得た場合であっても、第 2 票相当議席割当ての手続（第 4 文）において議席が割り当てられたときに [限り]、連邦議会議員 [選挙] の当選人となる。各州においては、政党の選挙区候補者で第 1 票の最多数を得たものは、第 1 票得票率の高いものから順に当選人となる。第 1 票得票率は、候補者の第 1 票の得票数を当該選挙区における第 1 票の有効投票総数で除して算出する。第 4 条第 3 項の規定により政党の州名簿に配分された議席は、第 2 文に規定する順位に従って、選挙区候補者に割り当てる（第 2 票相当議席割当ての手続）。
- (2) 第 20 条第 3 項の規定により推薦の届出のあった候補者¹²⁾であって、第 1 票の最多数を得たものは、連邦議会選挙区選出議員 [選挙] の当選人となる。
- (3) [当選人を定めるに当たり] 得票数又は第 1 票得票率が同じである場合には、くじで決定する。一選挙区の候補者相互間 [の当選人決定]（第 1 項第 1 文、第 2 項）は選挙区選挙長が、第 2 票相当議席割当ての手続における候補者相互間 [の当選人決定]（第 1 項第 4 文）は連邦選挙長がくじを引く。
- (4) [州] 名簿登載者は、第 2 票相当議席割当ての手続の後に残った州名簿の議席割当て（第 4 条第 3 項）があるときは、配分は州名簿の [登載] 順位に従い、連邦議会議員 [選挙] の当選人とする。第 1 項第 1 文の規定により当選人とされた候補者は、州名簿登載者でないものとみなす。候補者の数を超える議席が州名簿に割り当てられた場合には、当該議席は、当選人がいまいまとする。

以下略

(2) 第 20 条第 3 項の規定により推薦の届出のあった候補者とは、無所属の候補者である。

ウィキペディア
フリー百科事典

第51回衆議院議員総選挙

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

第51回衆議院議員総選挙（だい51かいしゅうぎいんぎんそうせんきょ）は、2026年（令和8年）2月8日に日本で行われた国会（衆議院）議員の総選挙である。

概要

2026年1月23日の第220回国会（常会）の冒頭で衆議院が解散され、直後の臨時閣議で1月27日公示・2月8日投開票とする日程が決定された。通常国会冒頭での解散は1966年末^[注2]]の黒い霧解散・第31回衆議院議員総選挙以来60年ぶり^[1]]。また、衆議院議員の在任期間は454日で現行憲法下で3番目の短さとなり、内閣不信任決議が可決された場合を除けば過去最短^[注3]]。年度末に近い厳冬期の総選挙は、第1次海部内閣による消費税解散を受けて2月に投開票が行われた第39回衆議院議員総選挙以来36年ぶり^{[2][注4]]}で、1994年に現行の小選挙区比例代表並立制が導入された後では初めてとなる。

解散日から投開票日までの期間は16日間で、第1次岸田内閣の下で行われた第49回衆議院議員総選挙の17日間を抜き、戦後最短となった^[3]]。解散から公示までが短期間だったため、投票所入場券の発送が期日前投票の開始（公示の翌日。1月28日）に間に合わない事態が多発した^{[4][5][6]]}。また、同日執行の第27回最高裁判所裁判官国民審査は、解散翌日から公示までの期間が4日以内であるため、最高裁判所裁判官国民審査法16条の2の規定により期日前投票の期間が2月1日からの7日間に短縮。本選挙とずれが生じた^[7]]。

選挙に係る経費は物価高の影響を受けて前回より5%増え、予算ペースで約850億円超となる^[8]]。

本選挙から衆院選において21世紀生まれの一部が立候補可能となり、2001年1月6日生まれ^[9]]の浦上奈々（日本維新の会）が愛知9区に立候補した^[10]]。

前回総選挙からの経緯

与党の過半数割れと連立の組み換え

2024年10月、第1次石破内閣の発足直後に行われた前回の総選挙では、前年末からクローズアップされた自由民主党の派閥による政治資金パーティー収入の裏金問題が尾を引き、同党と公明党（当時与党）は過半数を割り込む大敗を喫した。以後、第2次石破内閣は少数与党下での政権運営を余儀なくされ、2025年7月に行われた参議院選挙でも自公両党は過半数の議席を獲得できず連敗。石破は9月7日に退陣を発表した^[11]]。

同年10月、石破の後任を決める自由民主党総裁選挙では高市早苗が勝利したが、公明党と政策合意で折り合えず、公明党は第2次石破内閣の総辞職に合わせて政権から離脱^[12]]し、26年に渡る自公連立政権は幕を閉じた。その後自民党は日本維新の会と自維連立政権の樹立で合意し、高市内閣が発足した。

→「石破おろし」および「自公連立政権 § 連立解消へ」も参照

超短期決戦へ

2026年1月9日、読売新聞は高市が「同月23日に召集される通常国会の冒頭で衆議院を解散する検討に入った」とスクープ^[13]]。翌10日以降、毎日新聞をはじめ各メディアも解散が浮上したと報じて追隨し^[14]]、解散への動きが表面化した。総務省は10日、各都道府県の選挙管理委員会に対し「至急の連絡」を行い、総選挙に向けて準備を急ぐよう伝達した^[15]]。一部の選管は準備期間が短いため、投開票日の確定前に候補者への説明会を開催した^{[16][17]]}。説明会を実施しない対応を取った自治体もある^[18]]。

同月14日、高市が鈴木俊一自民党幹事長と吉村洋文維新代表に対し、通常国会の早期に解散する意向を伝え、19日に正式表明すると明かした^[19]]。

この動きを受け、同月15日には野党第一党の立憲民主党と公明党が合流し、新党を結成することで合意^[20]]。翌16日、党名を「中道改革連合」と決めた^[21]]。

→「高市政権 § 年頭の通常国会解散・2月総選挙へ」、「中道改革連合 § 前史」、「立憲民主党（日本2020） § 第51回衆議院議員総選挙・公明党との新党「中道改革連合」結成へ」、および「公明党 § 第51回衆議院議員総選挙・新党「中道改革連合」結成へ」も参照

また、同月15日には大阪都構想への3度目の挑戦については是非を問うため、維新代表の吉村大阪府知事と同党副代表の横山英幸大阪市長が辞職を表明。後任を選ぶ選挙にはそれぞれ出直して出馬し、投開票は総選挙と同日に実施された^[22]]。

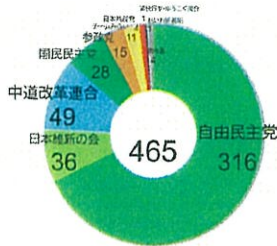
同月19日、高市は記者会見で「私が内閣総理大臣でよいのかどうか、主権者たる国民の皆様に決めていただくしかない」（与党で）過半数の議席を賜えたら、高市総理。そうでなければ、（中道の）野田（佳彦）総理か、斉藤（鉄夫）総理か、別の方か」と述べ、23日に衆議院を解散し、27日公示・2月8日投開票の日程で総選挙を行うことを正式に発表^{[23][24]]}。23日13時に開会された衆議院本会議で額賀福志郎議長が解散詔書を読み上げ、日本国憲法第7条により衆議院は解散された^[25]]。

同月24日、中道に参加しなかった立憲の原口一博が代表を務める任意団体のゆうこく連合と河村たかしが代表を務める地域政党の減税日本が合流し減税日本・ゆうこく連合を結成した^{[26][27]]}。

第51回衆議院議員総選挙

内閣	高市内閣
解散日	2026年（令和8年）1月23日
解散名	未来投資解散 →「 § 解散名・選挙名」を参照
公示日	2026年（令和8年）1月27日
投票日	2026年（令和8年）2月8日
選挙制度	小選挙区比例代表並立制
改選数	465（→） 小選挙区 289（→） 比例代表 176（→）

議席内訳



選挙後の党派別議席数

有権者	満18歳以上の日本国民
有権者数	1億351万7115人
投票率	56.26%（▲2.41%）

各党派勢力

党順 画像	第1党	第2党	第3党
党色	■	■	■
党名	自由民主党	中道改革連合	日本維新の会
党首	高市早苗	野田佳彦 ^{[注1]]}	吉村洋文

	就任日	2025年10月4日	2026年1月16日	2024年12月1日
前回選挙	191	新党	38	
公示前勢力	198	167	34	
獲得議席	316	49	36	
増減	▲118	▼118	▲2	
得票数（小）	2778万9230票	1220万9641票	374万2160票	
得票率（小）	49.23%	21.63%	6.63%	
増減（小）	▲10.77%	新	▼4.52%	
得票数（比）	2102万6140票	1043万8802票	494万3330票	
得票率（比）	36.72%	18.23%	8.63%	
増減（比）	▲9.99%	新	▼0.73%	
党順	第4党	第5党	第6党	

党色	国民民主党	参政党	チームみらい
党名	国民民主党	参政党	チームみらい
党首	玉木雄一郎	神谷宗幣	安野貴博
就任日	2020年9月11日	2023年8月30日	2025年5月8日
前回選挙	28	3	新党
公示前勢力	27	2	0
獲得議席	28	15	11

解散や総選挙の日程は国や地方自治体の予算編成の時期と重なった。国民民主党の玉木雄一郎代表は同月12日の記者会見や公示日の第一声で、国家予算の年度内成立が困難になったことを指摘し「経済後回し解散だ」と批判した^{[28][29]}。熊谷俊人千葉県知事もSNSで「準備期間も短く、職員の気持ちを思うと、やむを得ないとはいえ、いたたまれない気持ちになる」と述べたほか^[30]、村井嘉浩宮城県知事も年度内に国家予算が成立しない場合の自治体への影響を指摘した^[31]。

大雪の影響

1月23日、解散を前に木原稔内閣官房長官は「選挙の管理執行を確保するための除排雪経費等については国費措置の対象となる」「自治体の財政運営に支障が生じることのないように適切に対応してまいります」と述べた^[32]。

1月下旬から日本海側を中心に大雪となり、投票行動に影響した。総務省の2月2日の発表によると、1月28日から2月1日までの期日前投票者数（小選挙区）は456万2823人で、前回の同時期より11万8700人減少。大雪に見舞われた地域のうち鳥取では前回より約4割減。富山、青森で約3割減。岩手、宮城、秋田、山形で約2割減^[33]。公示直前に一部地域が大雪に見舞われた北海道では同期間の投票率が前回比で0.04ポイント減^[34]。

札幌市は大雪のため候補者のポスター掲示板を当初予定の840か所から763か所に削減^[35]。福島県も会津地方を中心に前回より504か所少ない6087か所に削減した^[36]。

2月3日、政府は大雪に関する関係閣僚会議を開催。高市は「（雪への）警戒を緩めることなく、選挙の管理執行に万全を期してほしい」と指示。有権者に「期日前投票も含めて天候を踏まえ、無理のないよう留意して参加してほしい」と呼びかけた^{[37][38]}。

総務省によると、投票日に設けられる投票所のうち投票終了時間を繰り上げるのは、2月3日時点で1万8537カ所、全体の42%。雪の影響を受ける東北などで増加^[39]。

（ ）日にも大雪が見込まれたため、投票時間の短縮を直前に決めた自治体が相次いだ^{[40][41]}。高知県の離島では雪による交通障害に備え、投票を1日前倒しした^[42]。北海道羽幌町では、2月6日に繰り上げ投票を行った離島から投票箱を7日にフェリーで運ぶ予定だったが、悪天候で欠航したため道の防災ヘリで運んだ。国政選挙では初めてのことである^[43]。

受験生への配慮

選挙期間中は受験シーズンとも重なり、1月20日、木原は大学の受験日と投票日が重なる受験生について「期日前投票を積極的に利用して」と呼び掛けた^{[44][45]}。

一部の選管は各陣営に対し、試験会場周辺で選挙カーや街頭演説の音が受験に影響しないよう、公職選挙法で努力義務とされる「静穏保持」への配慮を求めた^[46]。大学では試験中の耳栓の使用を認める動きもみられた^{[47][48]}。仙台市選管は私立高校入試の時間帯に、投票の呼び掛けを行う広報車両が試験会場近くの走行を控えたり音量を下げたりする対応を行った^[49]。

一部の政党は配慮の動きを見せた。中道は「比例街宣カー3つの約束」を発表^[50]。チームみらいは受験マップを活用し日中のマイクの使用を制限すると発表した^[51]。

争点

政局

（ ）自由民主党・日本維新の会による連立政権（自維連立政権）の枠組みと政権合意の内容の是非^[52]

政策

- 消費税の減税や廃止を含む物価高対策^{[53][54]}
- 社会保障改革^[54]
- 外交・安全保障政策^[54]
- 外国人政策^[55]

アンケート・世論調査

- 読売新聞の候補者アンケートによると、取り上げたい争点の1位は「景気・雇用」で71%。2位は「子育て支援」と「年金・医療・介護」が36%で同率。「消費税」が4位（33%）、「外交・安全保障」が5位（27%）。前回総選挙で2位だった「政治とカネ」は9%。政党別で「景気・雇用」を選んだ割合が多かったのは自民、維新、中道、国民。「消費税」が多かったのは共産、れいわ、減税ゆうこく、社民。「外国人政策」を選んだ割合が多かったのは参政、保守。チームみらいは「子育て支援」がトップ^[56]。
- 1月31日・2月1日に行われたJNNの世論調査によると、総選挙で最も重要視する政策は「物価高対策」、「年金、医療などの社会保障対策」、「賃上げなどの景気対策」の順^[57]。

選挙データ

内閣

- 選挙時：高市内閣（第104代）

増減	▲1	▲13	▲11
得票数（小）	424万3282票	392万4223票	15万6853票
得票率（小）	7.52%	6.95%	0.28%
増減（小）	▲3.19%	▲4.45%	新
得票数（比）	557万2951票	426万620票	381万3750票
得票率（比）	9.73%	7.44%	6.66%
増減（比）	▼1.59%	▲4.01%	新
党順	第7党	第8党	第9党
画像			
党色	■	■	■
党名	日本共産党	減税日本・ゆうこく連合	れいわ新選組
党首	田村智子	原口一博	山本太郎
就任日	2024年1月18日	2026年1月24日	2019年4月1日
前回選挙	8	新党	9
公示前勢力	8	5	8
獲得議席	4	1	1
増減	▼4	▼4	▼7
得票数（小）	228万3885票	35万4617票	25万5496票
得票率（小）	4.05%	0.63%	0.45%
増減（小）	▼2.76%	新	▼0.35%
得票数（比）	251万9811票	81万4874票	167万2500票
得票率（比）	4.40%	1.42%	2.92%
増減（比）	▼1.76%	新	▼4.06%
党順	第10党	第11党	
画像			
党色	■	■	
党名	日本保守党	社会民主党	
党首	百田尚樹	福島瑞穂	
就任日	2023年10月17日	2020年2月23日	
前回選挙	3	1	
公示前勢力	1	0	
獲得議席	0	0	
増減	▼1	—	
得票数（小）	9万7753票	14万8666票	
得票率（小）	0.17%	0.26%	
増減（小）	▼0.12%	▼0.26%	
得票数（比）	145万5563票	72万8602票	
得票率（比）	2.54%	1.27%	
増減（比）	▲0.44%	▼0.44%	

選挙啓略（総選挙）

キャッチコピー

私たちの明日のために、想いをのせた一票を。

イメージキャラクター

藤木直人、谷まりあ

選挙状況

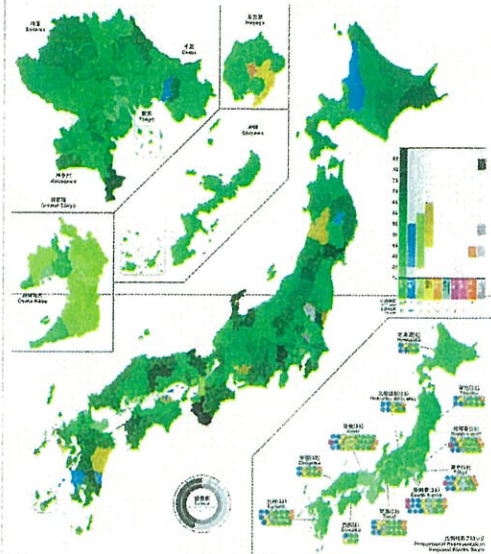
- 内閣総理大臣：高市早苗（第29代自由民主党総裁）
- 与党：自由民主党、日本維新の会（自維連立政権）

解散日

- 2026年（令和8年）1月23日

解散名・選挙名

- 「未来投資解散」
自由民主党による呼称^{[58][59]}。
- 「自分たちで未来をつくる選挙」
内閣総理大臣・自由民主党総裁の高市早苗の1月19日の発言より^[60]。
- 「高市連立政権〇か×か選挙」
日本維新の会代表の吉村洋文の1月20日の発言より^[61]。
- 「税金の無駄遣い解散」
立憲民主党幹事長（当時。のちの中道改革連合共同幹事長）の安住淳の1月14日の発言より^[62]。
- 「経済後回し解散」
上述の通り、国民民主党代表の玉木雄一郎の1月12日・27日の発言より^{[28][29]}。
- 「自分勝手暴走解散」
社会民主党党首の福島瑞穂の1月14日の発言より^[63]。



各選挙区における党派別獲得議席及び得票率
与党(自維連立政権)

- ☐ 自由民主党 ☐ 日本維新の会
- 野党・その他
 - ☐ 中道改革連合 ☐ 国民民主党 ☐ 参政党
 - ☐ チームみらい ☐ 日本共産党 ☐ れいわ新選組
 - ☐ 減税日本・ゆうこく連合
 - ☐ 無所属

< 2024年

衆議院議員総選挙

公示日

- 2026年（令和8年）1月27日^[注 5]

投票日

- 2026年（令和8年）2月8日^[注 6]

選挙啓発

- 総務省は、ポスター、リーフレット、インターネット広告、新聞広告、テレビCMのほか、特設ホームページで投票方法、候補者・政党情報の提供などを行う^[64]。
- イメージキャラクター：藤木直人・谷まりあ
キャッチコピー：私たちの明日のために、想いをのせた一票を。
- 各都道府県の選挙管理委員会は地元出身のタレントなどを起用し、テレビCMやインターネット広告などを製作。
- 愛知県：須田亜香里^[65]
- 岡山県：松本梨香^{[注 7][66]}

改選数

- 465
 - 小選挙区：289
 - 比例代表：176

選挙制度

- 小選挙区比例代表並立制
 - 小選挙区制
 - 比例代表制
 - 地域ブロック：11
 - 北海道ブロック：8
 - 東北ブロック：12
 - 北関東ブロック：19
 - 南関東ブロック：23
 - 東京ブロック：19
 - 北陸信越ブロック：10

党派別獲得議席

● 第51回衆議院議員総選挙

(2026年（令和8年）2月8日施行）



党派	獲得 議席	増減	小選挙区			比例代表			公示前
			議席	得票数	得票率	議席	得票数	得票率	
与党（自維）	352	▲120	269	31,531,391.042	55.86%	83	25,969,470	45.35%	232
自由民主党	316	▲118	249	27,789,230.452	49.23%	67	21,026,140	36.72%	198
日本維新の会	36	▲2	20	3,742,160.590	6.63%	16	4,943,330	8.63%	34
野党・無所属	113	▼120	20	24,915,334.913	44.14%	93	31,290,487	54.65%	233
中道改革連合	49	▼118	7	12,209,641.795	21.63%	42	10,438,802	18.23%	167
国民民主党	28	▲1	8	4,243,282.144	7.52%	20	5,572,951	9.73%	27
参政党	15	▲13	0	3,924,223.604	6.95%	15	4,260,620	7.44%	2
チームみらい	11	▲11	0	156,853	0.28%	11	3,813,750	6.66%	0
日本共産党	4	▼4	0	2,283,885.370	4.05%	4	2,519,811	4.40%	8
れいわ新選組	1	▼7	0	255,496	0.45%	1	1,672,500	2.92%	8
減税日本・ゆうこく連合	1	▼4	1	354,617	0.63%	0	814,874	1.42%	5
日本保守党	0	▼1	0	97,753	0.17%	0	1,455,563	2.54%	1
社会民主党	0	—	0	148,666	0.26%	0	728,602	1.27%	0
無所属	4	▼11	4	1,174,609	2.08%	—	—	—	15
安楽死制度を考える会	0	—	—	—	—	0	13,014	0.02%	0
無所属連合	0	—	0	16,829	0.03%	—	—	—	0
日本大和党	0	—	0	15,213	0.03%	—	—	—	0
日本自由党	0	—	0	12,885	0.02%	—	—	—	0
再生の道	0	—	0	12,492	0.02%	—	—	—	0
一番星	0	—	0	2,686	0.00%	—	—	—	0
世界平和党	0	—	0	2,424	0.00%	—	—	—	0
未来進歩党	0	—	0	2,068	0.00%	—	—	—	0
核融合党	0	—	0	916	0.00%	—	—	—	0
心の党	0	—	0	795	0.00%	—	—	—	0
欠員	0	—	—	—	—	—	—	—	0
総計	465	—	289	56,446,725.955	100.00%	176	57,259,957	100.00%	465
有効票数（有効率）				56,446,726	97.22%		57,259,957	98.62%	
無効票数（無効率）				1,614,994	2.78%		799,756	1.38%	
投票総数				58,061,720	—		58,059,713	—	
不足数				1,091	—		1,733	—	
投票者数（投票率）				58,062,811	56.26%		58,061,446	56.25%	
国内投票者数（投票率）				58,033,844	56.28%		58,032,356	56.28%	
在外投票者数（投票率）				28,967	28.02%		29,090	28.14%	
棄権者数（棄権率）				45,148,413	43.74%		45,149,777	43.75%	
国内棄権者数（棄権率）				45,074,000	43.72%		45,075,487	43.72%	
在外棄権者数（棄権率）				74,413	71.98%		74,290	71.86%	
有権者数				103,211,224	100.00%		103,211,223	100.00%	

日本経済新聞

夕刊
5月28日
(木曜日)

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ①(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ②(06)7639-7111
名古屋支社 ③(052)243-3311
西部支社 ④(092)473-3300
電子版アドレス
https://www.nikkei.com/
購読のお申し込み
⑤0120-21-4946
https://regist.nikkei.com/r123

「寄り添うチカラ」で
アイティフォー
人々の感動と笑顔を生み出す

住宅展示場

用地草

米関税還付「13兆円」受理

申請開始1カ月はや半分に到達

【ワシントン＝八十島綾平】4月に還付手続きが始まったトランプ関税について、米税関・国境取締局(CBP)はこの1カ月で還付申請を受理した総額が約850億ドル(約13兆5千億円、利息含む)に達したと明らかにした。CBPが26日に米国際貿易裁判所に提出した報告書で判明した。

車大手 見込み利益計上

米政府は4月20日に還付申請の受け付けを始めた。米政府によると還付総額は利息を除いて16億8464万行分



トランプ関税の還付総額は26兆円にのぼる(27日、米ホワイトハウス)＝AP

米政府による還付規模は巨大

対象の輸入業者数	33万社
対象の輸入件数	5317万件
徴収済みの関税額	1660億ドル
税関当局側に生じる書類の修正作業	16億8464万行分

米政府は4月20日に還付申請の受け付けを始めた。米政府によると還付総額は利息を除いて16億8464万行分

特殊詐欺口座、照会素

警察庁は28日、特殊詐欺対策を巡り大手9銀行、楽天銀行、イオン銀行、SBI新生銀行、ゆうちょ銀行、6月1日から運用を始める。6月1日から運用を始める。

警察庁は28日、特殊詐欺対策を巡り大手9銀行、楽天銀行、イオン銀行、SBI新生銀行、ゆうちょ銀行、6月1日から運用を始める。

警察庁は28日、特殊詐欺対策を巡り大手9銀行、楽天銀行、イオン銀行、SBI新生銀行、ゆうちょ銀行、6月1日から運用を始める。

付金額を計算する仕組みで、現時点ではこのシステムがうまく稼働している。米CNBによると、米小売り大手ウォルマートや米アットホームも還付を受ける意向を示している。

米政府は4月20日に還付申請の受け付けを始めた。米政府によると還付総額は利息を除いて16億8464万行分

日本ペイン

塗料世界3

日本ペイントホールディングス(HD)と塗料世界首位の米シャドウ・ウィリアムズが共同で、同3位でオランダを拠点とするアクゾ・ノーベル

警察庁、オンライン可能に
大手9行と協定